第3次朝霞市
男女平等推進行動計画

（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）

令和8（2026）年3月

朝 霞 市

はじめに

本市では、平成28年度から令和7年度までの10年間、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」に基づき、各種施策を計画的に推進してまいりました。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大によって、DVや児童虐待、不安定な雇用状況、生活困窮等をめぐる課題がより明らかになるとともに、相談・支援の必要性が高まりました。支援のニーズは複雑化・多様化・複合化しており、DV防止対策をはじめ、困難な状況にある様々な立場の人への支援がますます必要となっています。

国においては、様々な法整備や取組が行われていますが、その一つとして、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。市としても「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点に立ち、女性が安心して自立し、暮らせる社会の実現を目指して取組を進めているところです。

さて、本市の男女平等に関する意識について目を向けますと、令和6年度に実施した「男女平等推進に関する小学生・中学生・高校生意識調査」では、性別による固定的な役割分業意識の考え方に反対した小・中・高校生の割合が、いずれの年齢層においても7割を超えており、男女平等の意識が未来へとつながっていく希望が持てました。一方で、市民意識調査では、社会通念・慣習等では男女の地位は平等になっていると回答した方は約1割にとどまるなど、男女平等に関する意識が社会には十分に浸透していないことがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、このたび、「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、令和8年度から10年間の計画が新たにスタートいたします。

本計画では、「第6次朝霞市総合計画」と一体的に施策を展開するため、施策体系において「男女平等の意識づくり」と「男女平等が実感できる生活の実現」「性の多様性に対する理解の促進」を基本目標とすることとしました。また、本計画は、「朝霞市DV防止基本計画」及び「朝霞市女性活躍推進計画」に加えて、新たに「朝霞市困難女性支援基本計画」を包含しており、ここで示す様々な男女平等推進のための方向性に基づき、男女平等施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。市民一人ひとりの男女平等に関する意識向上にとどまらず、互いを尊重し合える行動の変化につなげることで、誰もが性別にかかわらず対等に参画できる社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました朝霞市男女平等推進審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民や事業所の皆様、また、関係者の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和8年3月

朝霞市長　松下　昌代

目 次

第1章 計画の基本的な考え方 …… 1
1 計画策定の目的 …… 2
2 計画の性格と位置付け …… 2
3 計画の構成・期間 …… 3
4 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画策定後の
社会経済状況の変化（法律改正等） …… 4
5 めざす姿 …… 7
6 基本目標 …… 9
7 基本施策 …… 10
8 朝霞市 DV 防止基本計画 …… 11
9 朝霞市困難女性支援基本計画 …… 13
10 朝霞市女性活躍推進計画 …… 15
11 施策の体系 …… 17
12 本計画と SDGs …… 18

第2章 朝霞市の現状と取組 …… 19
1 朝霞市の現状 …… 20
(1)人口・世帯の状況 …… 20
(2)結婚・出産・子育てをとりまく現状 …… 22
(3)就労に関する状況 …… 24
(4)ワーク・ライフ・バランスに関する状況 …… 26
(5)政策・方針の立案及び決定過程や地域団体への参画状況 …… 28
2 第2次朝霞市男女平等推進行動計画における取組と評価 …… 30
(1)第2次朝霞市男女平等推進行動計画に基づく取組と評価 …… 30
(2)指標・数値・現状値一覧表 …… 38

第3章 基本計画 …… 39
1 ジェンダー平等の推進 …… 40
1-1 男女平等の意識の啓発 …… 40
1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進 …… 42
1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進 …… 44
2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶 …… 46
2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発 …… 46
2-2 DV 被害者等の相談体制の充実 …… 48
2-3 関係機関等との連携強化 …… 50

3　様々な困難を抱える女性に対する支援の充実…… 52
3-1　若年女性が安心して暮らせるための支援 …… 52
3-2　困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備…… 54
4　女性のエンパワーメントの推進 …… 56
4-1　女性の就業生活における活躍の推進…… 56
4-2　多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援… 58
4-3　ワーク・ライフ・バランスの推進 …… 60
5　経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 …… 62
5-1　政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進…… 62
5-2　地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進 …… 64
6 多様な生き方の尊重と理解促進 …… 66
6-1　SOGIE（性的指向・性自認・性表現）等に配慮した啓発の推進… 66

第4章　計画の推進 …… 69
1　市、市民、事業者の役割分担と連携・協働 …… 70
2　総合的な推進体制……71
3　進行管理 …… 72
4　指標・目標値一覧表 …… 73

資料編 …… 75
1　計画策定の経過 …… 76
2　朝霞市男女平等推進審議会委員名簿…… 78
3　法令 …… 79
●男女共同参画社会基本法 …… 79
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 …… 84
●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 …… 96
●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律……105
●埼玉県男女共同参画推進条例 ……111
●朝霞市男女平等推進条例 ……114
4　男女共同参画関連年表……119
5　用語解説 ……126

◆本文中で＊印のついた用語は、資料編「5　用語解説」において詳細に説明しています。
◆本計画に掲載している「朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書」、「朝霞市男女平等に関する事業所アンケート結果報告書」、「令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書」のグラフについては、回答比率（%）の小数点以下第2位を四捨五入しているため、回答比率の合計が100%にならないことがあります。

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の目的

２　計画の性格と位置付け

３　計画の構成・期間

４　第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画策定後の社会経済状況の変化（法律改正等）

５　めざす姿

６　基本目標

７　基本施策

８　朝霞市DV防止基本計画

９　朝霞市困難女性支援基本計画

10　朝霞市女性活躍推進計画

11　施策の体系

12　本計画と SDGs

1 計画策定の目的

本市では、平成 15（2003）年に「朝霞市男女平等推進条例」を施行しました。この条例に基づき、平成 18（2006）年に「朝霞市男女平等推進行動計画*」、平成 28（2016）年に「第２次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、男女平等社会の実現を目指すための施策を積極的に推進してきました。

また、社会、経済情勢の変化や法律の改正等を踏まえて、随時計画の内容を見直し、改定してきました。平成 22（2010）年 3 月には「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（以下「ＤＶ*防止基本計画」という）を策定、平成 29（2017）年 6 月には「第２次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画」を改定し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」（以下「女性活躍推進法」という）に基づく市町村推進計画を位置付けました。

今般、「第２次朝霞市男女平等推進行動計画」の計画期間が終了することから、男女平等をめぐる近年の動向を踏まえ、意識調査や市民コメント等を通じて市民の意見を幅広く取り入れながら、男女平等社会の実現に向けた施策を総合的に推進するため、「第３次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定します。なお、本計画から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」（以下、「困難女性支援法」という）に基づく市町村基本計画も位置付けることとします。

2 計画の性格と位置付け

○「朝霞市男女平等推進条例」第 10 条に基づき、本市において男女平等を進めていく上での施策の基本的な方向を明らかにした計画です。

○本計画は、「男女共同参画基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

○国の施策や「埼玉県男女共同参画基本計画」との整合性を重視した計画です。

○「第６次朝霞市総合計画*」の将来像「だれもが誇れる　暮らしつづけたいまち　朝霞」の実現をめざし、基本構想に基づく男女平等に関する施策を推進していく計画です。

○計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映するよう市民意識調査や事業所アンケート、小学生・中学生・高校生意識調査、市民コメント及びオープンハウス型市民意見交換会等を実施しました。

○めざす姿「男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、市民や事業者と協力し合い連携しながら、計画を推進していきます。

○本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」（ 以下、「ＤＶ防止法*」という ）第２条の３第３項（市町村基本計画）に基づいて、「朝霞市ＤＶ*防止基本計画」として位置付けています。

○本計画は、令和 6（2024）年 4 月に施行された「困難女性支援法*」第８条第３項（市町村基本計画）に基づいて、「朝霞市困難女性支援基本計画」として位置付けています。

○本計画は、「女性活躍推進法*」第６条第２項（市町村推進計画）に基づいて、「朝霞市女性活躍推進計画」として位置付けています。

3 計画の構成・期間

「第３次朝霞市男女平等推進行動計画*」は「基本計画」と「実施計画」で構成します。

「基本計画」は男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

令和 8 年度から令和 12 年度までの５年間を前期、令和 13 年度から令和 17 年度までの５年間を後期として策定します。また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、基本計画に対応して、前期・後期それぞれ５年間とします。

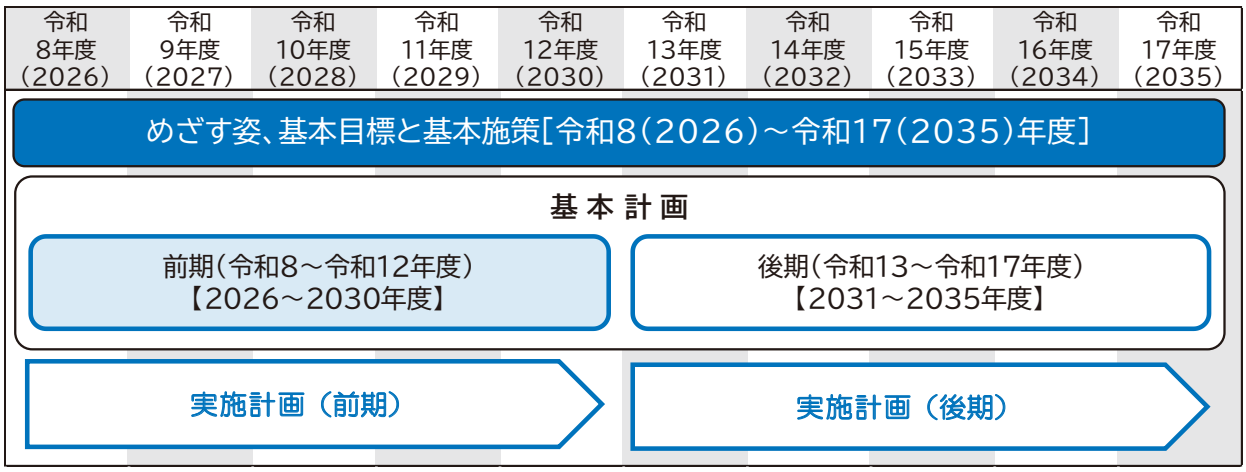

4 第2次朝霞市男女平等推進行動計画*後期基本計画策定後の社会経済状況の変化（法律改正等）

「第２次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」を策定した令和 3（2021）年 3 月以降の男女共同参画を取り巻く社会経済状況の変化については次の通りです。

1 男女共同参画を取り巻く社会経済状況や意識の変化

新型コロナウィルスの感染拡大によって、これまで見過ごされてきた性別による固定的な役割分業意識*、貧困に陥りやすい女性の状況などが可視化されました。また、ステイホームが推奨されたことも一因となり、ＤＶ*や児童虐待が深刻化したり、家族と折り合いの悪い若年者が居場所を失い、困窮化したりするケースも見受けられたことから、男女平等意識の啓発やＤＶ防止対策、困難な状況にある様々な立場の人々への支援の必要性があらためて認識されています。

ワーク・ライフ・バランス*の推進については、改正育児・介護休業法によって男性の育児休業取得を促進する枠組ができたことから、男性の育児休業取得率が向上してきました。また、新型コロナウィルスの感染拡大をきっかけとしてテレワーク*を導入する企業が増えるなど、多様な働き方が広がりました。

性教育については、こどもを性犯罪・性暴力から守るための「生命（いのち）の安全教育*」が令和 5（2023）年から全国の学校でスタートするなど、発達段階に応じた性教育の必要性に対する認識は広まりつつあります。同時に、法律の厳罰化や性加害問題が社会的に注目を集めたことなどから、性暴力に対する認識はより一層厳しいものになってきています。

2 男女共同参画に係る法制度の整備

本計画の施策等に影響のある男女共同参画やジェンダー*平等に関連する主な法令等の成立や改正は次の通りです。

●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*」の改正（令和3（2021）年6月成立）

〇政党に対し、男女の候補者の目標設定や候補者の選定方法の改善及び候補者の人材育成、議員や候補者へのセクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*等への対策を求める。

〇国及び地方公共団体に対し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化が義務化される。

●「育児・介護休業法」の改正（令和3(2021)年6月成立・令和6(2024)年5月成立）

［令和３（2021）年６月成立］

○男性の育児休業取得促進のための柔軟な育児休業制度の枠組創設
○妊娠・出産した労働者への個別の周知・意向確認（義務）
○育児休業の分割取得
○育児休業の取得状況の公表（義務）　等

［令和６（2024）年５月成立］

○子の看護休暇取得のための要件の拡大
○残業免除の対象範囲拡大（３歳以上就学前の子も対象）
○３歳未満の子を育てる労働者・家族を介護する労働者を対象にテレワーク*導入（努力義務）
○育児休業取得状況の公表義務適用拡大
○介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
○介護離職防止のための雇用環境整備（義務）
○介護離職防止のための個別の周知・意向確認等（義務）

●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」の成立（令和4（2022）年5月成立）

○ＤＶ*、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等様々な困難を抱えた女性が、その人権を尊重され、安心かつ自立して暮らせるように、国及び地方公共団体が関係機関及び民間の団体との協働により、必要な支援を行う。
○厚生労働大臣は基本方針を策定（義務）、都道府県は都道府県基本計画を策定（義務）、市町村は市町村基本計画を策定（努力義務）する。

●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」の改正（令和5（2023）年5月成立）

○精神的なＤＶも接近禁止命令の対象に拡大
○接近禁止命令違反への罰則を「懲役２年以下または 200 万円以下の罰金」に厳罰化
○接近禁止命令の期間を１年に伸長
○退去命令の期間について、被害者が住居を所有する場合などに６か月とする特例を新設

●「性的指向及びジェンダー*アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律*」の成立（令和5（2023）年6月成立）

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

○政府は、国の基本計画の策定、省庁連絡会議の設置、学術研究の推進、毎年施策の実施状況の公表等を行う（義務）。
○国、地方公共団体、事業主、学校は、性的指向及びジェンダー*アイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及のために必要な教育や研修の実施、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずる（努力義務）。

●性犯罪に関する刑法及び刑事訴訟法の一部を改正（令和5（2023）年6月成立）

○「暴行」「脅迫」「心神喪失」「抗拒不能」の要件の改正 ＝ 同意のない性行為は犯罪になりうることを明確化
○罪名を変更
　－強制性交等罪・準強制性交等罪　⇒　不同意性交等罪
　－強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪　⇒　不同意わいせつ罪
○性交同意年齢の引き上げ
　－13 歳未満　⇒　16 歳未満
（ただし、被害者が 13 歳から 15 歳の場合の処罰の対象は５歳以上年上の相手）
○時効の見直し
　－不同意性交等罪：10 年　⇒　15 年
　－不同意わいせつ罪：７年　⇒　12 年
（被害者が 18 歳になるまでは、事実上時効は適用されない）
○16 歳未満のこどもに対し、性的目的で手なづけてコントロールする罪の新設
○性的な姿態の撮影や、第三者への提供行為などに関する罪の新設等

●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」の改正（令和7（2025）年6月成立）

○カスタマーハラスメント*や求職者等へのセクシュアル・ハラスメント*の防止のための雇用管理上の措置義務
○労働者の治療と就業の両立支援（努力義務）
○職員の男女の給与の額の差異の公表（義務）
○管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の公表（義務）

5 めざす姿

男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる
～男女平等社会をめざして～

本市では、「朝霞市男女平等推進行動計画*」（平成 18(2006) ～ 27(2015) 年度）、「第２次朝霞市男女平等推進行動計画」（平成 28(2016) ～令和 7(2025) 年度）を通じて、「男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」をめざす姿として男女平等に関する施策を推進してきました。

男女平等社会は、互いを尊重し合い、一人ひとりがそれぞれの意思のもとに連携し協働しながら、性別にかかわらず対等に参画できる社会です。朝霞市男女平等推進条例の基本理念には男女平等社会のあり方が示されています。「第３次朝霞市男女平等推進行動計画」（令和 8(2026) ～令和 17(2035) 年度）では、従来の計画に引き続き、「男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」を合言葉に、『男女平等社会』すなわち「男性と女性が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわりなく、あらゆる分野で活躍できるまち」をめざします。

めざす姿と男女平等推進条例、この計画との関係は次ページに示すとおりです。

朝霞市男女平等推進条例の基本理念（要約）

① 男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
② 性別による固定的な役割分業意識*の解消と自己の責任に基づく自己決定権の確立
③ 政策や方針の立案及び決定過程における男女共同参画機会の確保
④ 家庭生活・社会活動への男女の対等な参画
⑤ 性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわりなく、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
⑥ 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
⑦ 国際的な協力の下での推進

男女平等社会の実現
男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる
～男女平等社会をめざして～

朝霞市男女平等推進条例

第５次朝霞市総合計画後期基本計画
（令和３(2021)～令和７(2025)年度）
《男女平等》
1　男女平等の意識づくり
2　男女平等が実感できる生活の実現

第2次朝霞市男女平等推進行動計画*後期基本計画
（令和３(2021)～令和７(2025)年度）

重点課題
1　男女平等の意識づくり
2　男女平等が実感できる生活の実現

施策目標
(1)男女平等の意識の浸透
(2)自己実現に向けた学習機会の充実
(3)多様性の尊重と理解促進
(4)異性間やパートナーからの暴力の根絶
(5)女性の職業生活における活躍の推進
(6)地域団体や事業所における男女共同参画の推進

【計画策定】

男女平等推進審議会*
重要事項の審議
市への意見

庁内連絡会議
情報共有
計画内容の検討

現状の把握
計画の検証

・市民意識調査
・事業所アンケート
・小学生・中学生・高校生意識調査
・職員意識調査
・統計資料　等

・市民コメント
・オープンハウス型市民意見交換会

第６次朝霞市総合計画*
（令和８(2026)～令和17(2035)年度）
《男女共同参画･性の多様性》
1　男女平等の意識づくり
2　男女平等が実感できる生活の実現
3　性の多様性に対する理解の促進

第３次朝霞市男女平等推進行動計画
（令和８(2026)～令和17(2035)年度）

基本目標
1　男女平等の意識づくり
2　男女平等が実感できる生活の実現
3　性の多様性に対する理解の促進

基本施策
(1)ジェンダー*平等の推進
(2)パートナーや身近な人からの暴力の根絶
(3)様々な困難を抱える女性に対する支援の充実
(4)女性のエンパワーメント*の推進
(5)経済分野や政策･方針決定過程における男女共同参画の推進
(6)多様な生き方の尊重と理解促進

女性センター（それいゆぷらざ*）
男女平等の推進拠点

推進

6 基本目標

男女平等社会の実現に向けた本計画の基本目標を次のとおりに設定します。

1 男女平等の意識づくり

男女平等社会実現に向けた意識啓発を推進してきた結果、性別による固定的な役割分業意識*の解消は徐々に進みつつありますが、世代による意識の違いや、社会制度上における男女の取扱いの差が散見されるなど、男女平等社会の実現に向けては改善段階にあると言えます。性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその意欲と能力に応じて参画することができる意識づくり、環境づくりを推進します。

また、性と生殖に関する健康と権利*についての考え方を周知するとともに、性別や年齢に応じた健康の維持・増進の支援を推進します。

2 男女平等が実感できる生活の実現

これまで男女平等社会の実現やＤＶ*被害等の根絶に向けて、社会全体で意識啓発や法制度の整備が進められてきましたが、新型コロナウィルス感染拡大等の非常時において、女性への家事・介護・育児等の負担の偏重や、貧困やＤＶ被害、児童虐待等の深刻化が顕著になるなど、性別による役割分業意識や弱い立場の人への人権侵害等は依然として根強く残っていることが明らかになりました。今後もさらにＤＶ被害等の根絶に向けた取組を進めるとともに、新たに成立した「困難女性支援法*」に基づき、様々な問題に直面している女性への支援体制を構築します。

また、職場や地域活動、社会全般において男女平等を実現するためには、政策や方針を決定する過程にもっと多くの女性が参画することが必要となります。近年では、「女性活躍推進法*」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*」などの法制度が整備され、地方自治体や企業等に女性が政策・方針決定過程に参画する機会を増やすための努力が義務付けられています。経済活動や政治分野において、女性の参画がさらに進むように意識啓発や環境整備を推進します。同時に、地域活動や防災・防犯活動に男女がともに参画できるよう推進します。

3 性の多様性に対する理解の促進

お互いの性別や性的指向・性自認・性表現（ＳＯＧＩＥ*）等をはじめとする様々な違いを認め合って、ともに社会に参画していくことはとても大切なことです。性の多様性に関する理解の促進を図り、一人ひとりが尊重される偏見のない地域社会の実現を目指します。

また、学校生活や職場、地域社会など様々な場所において、性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ* 等）の市民も生活の不便や生きづらさを感じないように、各分野における環境整備を推進します。

7 基本施策

基本目標の達成に向けて、次の６つを基本施策とします。

1 ジェンダー*平等の推進

性別による固定的な役割分業意識*や社会慣行の見直しを推進し、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、積極的な情報提供や人材育成を図ります。さらに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*）の理解促進を図るとともに、性別や年齢に応じた健康の維持・増進のための支援を推進します。

2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶

配偶者やパートナー、親族等の身近な人からの暴力の根絶を図るため、暴力防止に向けた意識啓発や積極的な情報の提供、ＤＶ*被害者等の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との更なる連携強化を図ります。

3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

様々な事情から日常生活又は社会生活を円滑に営むことが困難な状況にある女性を支援することを目的として、女性の人権が尊重されるような意識啓発と、女性が安心して自立した暮らしを営める体制整備を行います。また、若年女性を含めたあらゆる世代に対しては、孤立を防ぐためのアウトリーチ*の体制充実と、女性相談支援員の資質向上を図るとともに相談窓口の積極的な周知を推進します。

4 女性のエンパワーメント*の推進

就業における女性の活躍を推進するため、男女が平等に参画できる職場づくりの推進、能力開発の支援、ワーク・ライフ・バランス*の推進を図ります。また、経営の意思決定過程への女性の参画を推進するため、市内事業所に向けて管理職への女性の登用促進に関する情報提供を行います。

5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、市の審議会等の委員に女性の登用の促進や女性が政治に参画しやすい意識啓発などの推進を図ります。

また、経済活動や地域活動に男女が共に参画しやすいような環境を整備すると同時に、男女共同参画の視点に立った防災・防犯、災害対応の体制整備に努めます。

6 多様な生き方の尊重と理解促進

一人ひとりのＳＯＧＩＥ*(性的指向・性自認・性表現）は多様であるという認識についての周知を図り、お互いの違いを認め合い、尊重しあう人権意識の向上に努めます。また、性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ*等）の人々が直面する課題解決に向けた環境整備を推進します。

8 朝霞市ＤＶ*防止基本計画

1 本計画の法的根拠

「ＤＶ防止法*」では、市町村は同法の基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）を定める努力義務が定められています。

本計画を「ＤＶ防止法」第２条の３第３項の規定に基づく市町村計画と位置付け、ＤＶの防止及びＤＶ被害者支援のための総合的かつ実効性のある施策を策定します。

2 ＤＶ防止基本計画に該当する基本施策・施策の方向

「第３次朝霞市男女平等推進行動計画*」において、「朝霞市ＤＶ防止基本計画」に該当する基本施策・施策の方向は以下の通りです。

【基本施策】

❷ パートナーや身近な人からの暴力の根絶

【施策の方向】

◆2-1 DV 等の防止に関わる意識の啓発
◆2-2 DV 被害者等の相談体制の充実
◆2-3 関係機関等との連携強化

3 基本的な考え方

「朝霞市男女平等推進条例」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（内閣府）に基づき、以下のような認識をもって施策に取り組むこととします。

①ＤＶは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
②ＤＶ被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を侵害しており、男女平等の実現の妨げになっています。また、同性カップル間の暴力やＤＶ被害者が男性であったり、暴力の形態にも様々な種類があったりすることにも留意する必要があります。
③市は、ＤＶの防止及び被害者の救済を図るため、市民等に対し、必要な支援に努めるものとします。
④市は、関係機関及び民間団体と連携し、ＤＶ被害者の支援の促進を図ります。
⑤市は、被害者の支援に係る女性相談支援員の資質向上を図ります。

4 計画の対象者

「ＤＶ*防止法*」では、被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者を含む）及び生活の本拠を共にする交際相手に限定され、被害者や加害者の性別は問いません。さらに、本計画では、配偶者に該当しない交際相手からの暴力（デートＤＶ*）等についても対応を進めることとしています。

暴力の形態

身体的なもの

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。刑法第 204 条の傷害や第 208 条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

《身体的な暴力　例》

・平手でうつ　・足でける　・身体を傷つける可能性のある物でなぐる
・げんこつでなぐる　・髪をひっぱる　・刃物などの凶器をからだにつきつける
・首をしめる　・腕をねじる　・引きずりまわす
・物をなげつける　等

精神的なもの

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

《精神的な暴力　例》

・大声でどなる　・「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う
・実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする
・何を言っても無視して口をきかない　・大切にしているものをこわしたり、捨てたりする
・生活費を渡さない・外では働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする
（生活費を渡さない、もしくは仕事を制限するといった行為は、「経済的なもの」と分類される場合もある）
・こどもに危害を加えると言っておどす　等

性的なもの

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。夫婦間の性交であっても、刑法第 177 条の不同意性交等罪に当たる場合があります（夫婦だからといって、暴行・脅迫を用いた性交が許されるわけではありません。）。

《性的な暴力　例》

・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
・いやがっているのに性的行為を強要する
・中絶を強要する　・避妊に協力しない　等

資料：内閣府男女共同参画局ＨＰから一部抜粋

9 朝霞市困難女性支援基本計画

1 本計画の法的根拠

「困難女性支援法*」では、市町村は同法の基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）を定める努力義務が定められています。

本計画を「困難女性支援法」第８条第３項の規定に基づく市町村基本計画と位置付け、困難な問題を抱える女性を支援するための総合的かつ実効性のある施策を策定します。

2 困難女性支援基本計画に該当する基本施策・施策の方向

「第３次朝霞市男女平等推進行動計画*」において、「朝霞市困難女性支援基本計画」に該当する基本施策・施策の方向は以下の通りです。

【基本施策】	【施策の方向】
❸ 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実	◆3-1 若年女性が安心して暮らせるための支援 ◆3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備

3 基本的な考え方

女性の抱える問題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、ＤＶ*被害、家族関係破綻など、多様化し複合化しています。コロナ禍ではこうした問題が顕在化し、広く社会全体の注目を集めることとなりました。孤独・孤立化対策の課題も含めて、困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を強化するために、令和４年５月に「困難女性支援法」が成立しました。

本計画は、同法や「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を踏まえて、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開するために策定するものです。

4 計画の対象者

「困難女性支援法」の第２条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性など、様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、またはそのおそれのある女性を対象とします。

5　計画の推進における支援体制

困難な問題を抱える女性へ支援を行うにあたっては、相談窓口の設置及び周知、潜在的な対象者を把握するためのアウトリーチ*、各機関や民間団体等とも連携・協働して包括的かつ効果的な支援の推進を図ります。具体的には、本市は下記のような支援体制を整備します。

①支援の端緒となる相談窓口を設置し、幅広く周知に努めます。
②女性相談支援員を配置し、かつ支援員の知識や技能向上のための取組を行います。
③市が関連するあらゆる相談窓口や民生委員・児童委員など地域の様々な機関や人材を活用して、困難な問題を抱える女性へのアウトリーチを行います。
④朝霞市ＤＶ対策等関係機関ネットワーク会議*を通じて、全庁的かつ関係機関との連携のもとに対象者への効果的な支援を行います。
⑤必要に応じて、県や他の市町村、関係機関と緊密に連携して情報収集及び支援等に努めます。

⑩ 朝霞市女性活躍推進計画

1 本計画の法的根拠

「女性活躍推進法*」では、市町村は同法の基本方針及び都道府県推進計画を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）を定める努力義務が定められています。

本計画を「女性活躍推進法」第６条第２項の規定に基づく市町村推進計画と位置付け、朝霞市内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を策定します。

2 女性活躍推進計画に該当する基本施策・施策の方向

「第３次朝霞市男女平等推進行動計画*」において、「朝霞市女性活躍推進計画」に該当する基本施策・施策の方向は以下の通りです。

【基本施策】	【施策の方向】
❹ 女性のエンパワーメント*の推進	◆4-1 女性の就業生活における活躍の推進 ◆4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援 ◆4-3 ワーク･ライフ･バランス*の推進

3 基本的な考え方

「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」（厚生労働省）において、行政が取り組むべき施策として以下の事項があげられています。

①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

i）女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与

ii）希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

iii）情報の収集・整理・提供及び啓発活動

②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

i）男性の意識と職場風土の改革

ii）職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

iii）ハラスメントのない職場の実現

③女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

ｉ）市町村推進計画の策定

ｉｉ）相談体制の構築

ｉｉｉ）協議会の普及－多様な主体による連携体制の構築－

11 施策の体系

男女平等社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進します。

【めざす姿】

男女の輪（ひと）が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

【基本目標】

1 男女平等の意識づくり

2 男女平等が実感できる生活の実現

3 性の多様性に対する理解の促進

【基本施策】

【施策の方向】

❶ ジェンダー*平等の推進
- ◆1-1 男女平等の意識の啓発
- ◆1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進
- ◆1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重に向けた理解促進

DV防止基本計画

❷ パートナーや身近な人からの暴力の根絶
- ◆2-1 DV*等の防止に関わる意識の啓発
- ◆2-2 DV 被害者等の相談体制の充実
- ◆2-3 関係機関等との連携強化

困難女性支援基本計画

❸ 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実
- ◆3-1 若年女性が安心して暮らせるための支援
- ◆3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備

女性活躍推進計画

❹ 女性のエンパワーメント*の推進
- ◆4-1 女性の就業生活における活躍の推進
- ◆4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援
- ◆4-3 ワーク・ライフ・バランス*の推進

❺ 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- ◆5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進
- ◆5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

❻ 多様な生き方の尊重と理解促進
- ◆6-1 SOGIE*（性的指向・性自認・性表現）等に配慮した啓発の推進

12 本計画とＳＤＧｓ（エスディージーズ）

1 ＳＤＧｓとは？

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）とは持続可能な開発のために令和12（2030）年までに達成すべき目標で、17の開発目標とそれを実現するための169のターゲットから構成されています。平成27（2015）年の国連サミットで採択されました。

「誰一人取り残さない」を基本理念とし、開発途上国から先進国を含む国際社会全体及び各国政府、自治体、民間セクターに至るまでの広範囲な参加主体を巻き込むこととしています。

SDGsの17の目標

2 本計画とＳＤＧｓの関連

ＳＤＧｓの開発目標の一つに「目標５．ジェンダー*平等を実現しよう」が設定されています。同時に、ＳＤＧｓの前文には全ての開発目標の前提としてジェンダー平等と女性と少女の能力を引き出すことを目指すことが掲げられています。男女平等社会の実現は、ＳＤＧｓが目指す持続可能な社会の形成に強く結びついています。

本計画における基本施策とＳＤＧｓの開発目標との関連は下記の通りです。

基本施策	持続可能な開発目標	基本施策	持続可能な開発目標
基本施策１ ジェンダー平等の推進	3 4 5 10 17	**基本施策４** 女性のエンパワーメント*の推進	4 5 8 10
基本施策２ パートナーや身近な人からの暴力の根絶	5 10 16	**基本施策５** 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	5 8 10
基本施策３ 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実	1 3 5 10 16	**基本施策６** 多様な生き方の尊重と理解促進	4 5 10 16

第２章　朝霞市の現状と取組

１　朝霞市の現状

２　第２次朝霞市男女平等推進行動計画における取組と評価

1 朝霞市の現状

(1) 人口・世帯の状況

① 人口と世帯数の推移

本市の人口と世帯数はともに、平成 28（2016）年以降増加を続けており、令和 7（2025）年 1 月 1 日現在で人口は 145,938 人、世帯数は 71,093 世帯となっています。

1 世帯あたりの人員は、平成 28（2016）年では 2.20 人でしたが、令和 7（2025）年には 2.05 人となっており、年々減少しています。

図表　人口・世帯数の推移

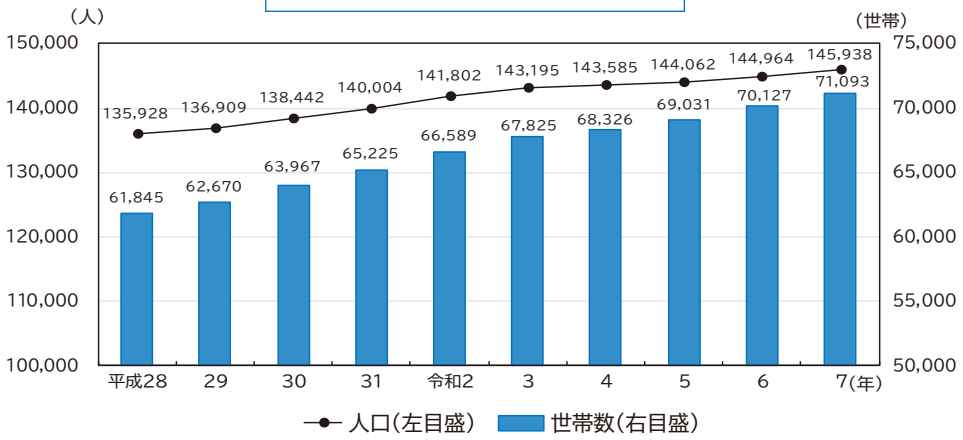

（各年1月1日現在）　　資料：統計あさか

本市における転出入の状況についてみると、過去 10 年間の転入等は毎年 1 万人前後で推移しています。転出等は 9,000 人前後で推移しており、毎年社会増となっています。令和 6（2024）年は 9,846 人の転入等、8,750 人の転出等で、1,096 人の社会増となっています。

図表　転出入及び社会増減の推移

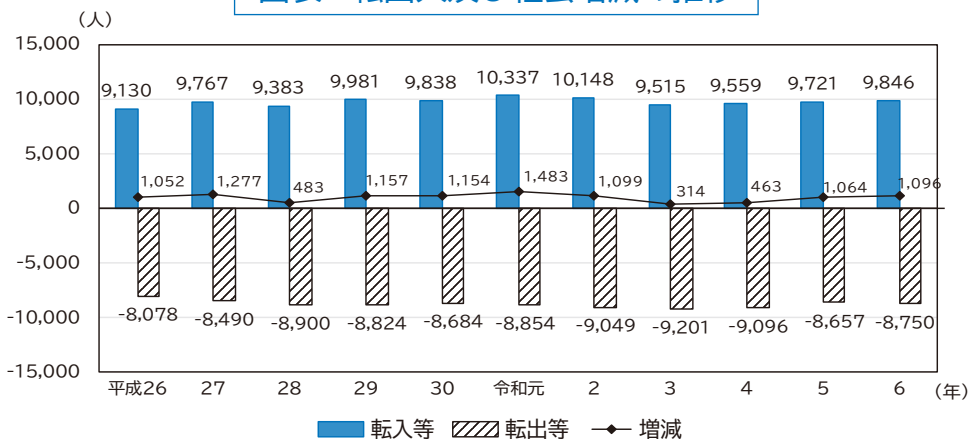

資料：統計あさか

② 子がいる世帯の状況

令和 2（2020）年の本市の一般世帯数 (注) は 62,564 世帯で、平成 22 年（2010 年）と比較すると 10.3%増加、平成 27（2015）年と比較すると 5.3%増加しています。

子がいる世帯の推移をみると、6 歳未満の子がいる世帯、18 歳未満の子がいる世帯ともに実数はあまり変化していませんが、一般世帯数に占める割合はともに減少しています。

また、令和 2（2020）年の子がいる世帯の家族類型については、夫婦と子から成る世帯は 6 歳未満の子がいる世帯で 93.7%、18 歳未満の子がいる世帯で 87.3%を占めています。ともに平成 22（2010）年、平成 27（2015）年と比較すると、その割合が徐々に増加しています。

（注）一般世帯数…「一般世帯」とは、住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者の世帯であり、全世帯から「施設等の世帯」を除くもの。「一般世帯数」はその数を表す。

図表　一般世帯数と子（6 歳未満の子・18 歳未満の子）がいる世帯の推移

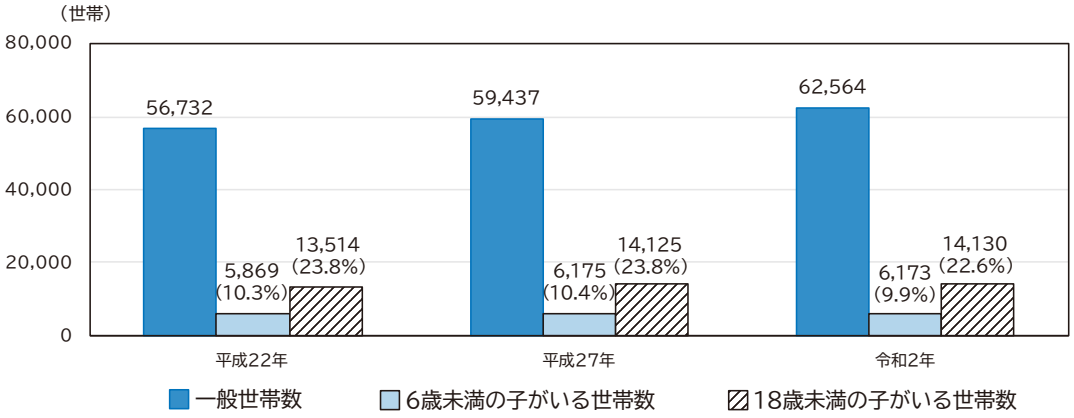

※(　　)内の数値は、一般世帯数に占める割合

（各年10月1日現在）

資料：国勢調査（総務省）

図表　子がいる世帯の家族類型（6 歳未満の子・18 歳未満の子）

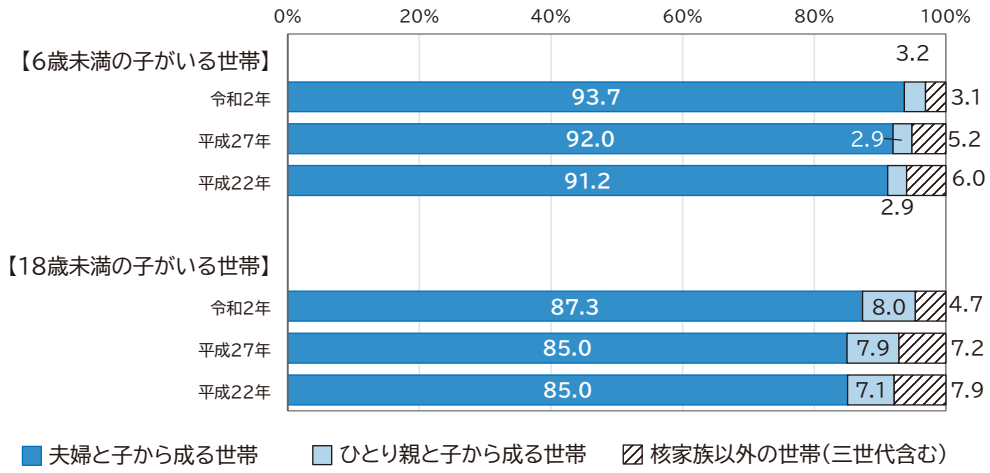

（各年10月1日現在）

資料：国勢調査（総務省）

(2) 結婚・出産・子育てをとりまく現状

① 結婚をとりまく状況

平均初婚年齢についてみると、本市の女性の平均初婚年齢は令和 4（2022）年には 29.8 歳で、近年では最も高くなっています。全国、埼玉県と比較すると、全国よりは高く、埼玉県よりは低い年齢となっています。男性の初婚年齢は令和 4（2022）年には 31.1 歳で、近年では比較的低い年齢です。全国、埼玉県と比較すると、埼玉県よりも低く、全国と同じ年齢となっています。

図表　平均初婚年齢の推移

【女性】

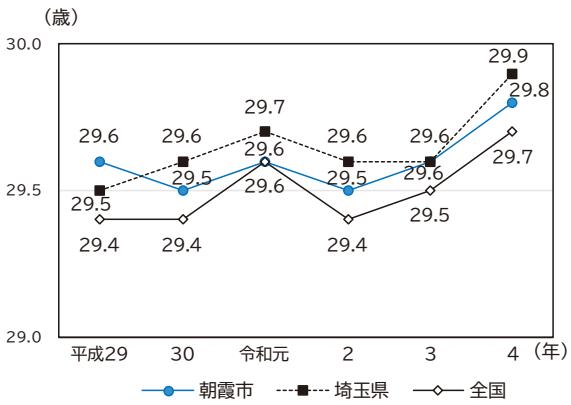

資料：人口動態統計（厚生労働省）、埼玉県保健統計年報

【男性】

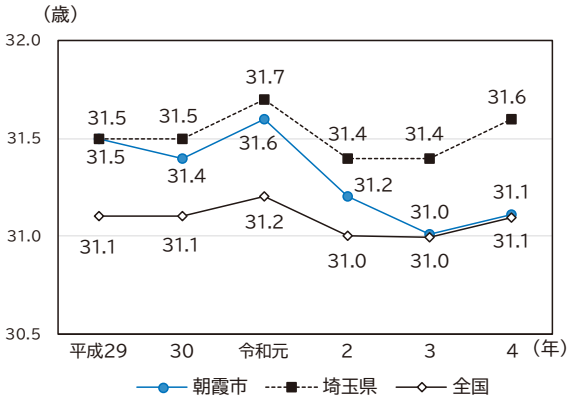

資料：人口動態統計（厚生労働省）、埼玉県保健統計年報

② 出産・子育て、家庭をとりまく状況

本市の令和 5（2023）年の出生数は 1,086 人となっています。平成 30（2018）年以降あまり大きく変化していませんが、ゆるやかな減少傾向が続いています。出生率は、令和 5（2023）年には 7.6（人口千人当たり）で近年の中では低めですが、令和 3（2021）年以降、毎年県内市町村の中で第 1 位となっています。

合計特殊出生率*は令和 5（2023）年には 1.15 となっており、これも近年の中で最も低くなっています。令和 2（2020）年までは全国、埼玉県よりも本市の合計特殊出生率の方が高い傾向が続いていましたが、ここ数年は全国を下回る割合となっています。

図表　本市の出生数と出生率の推移

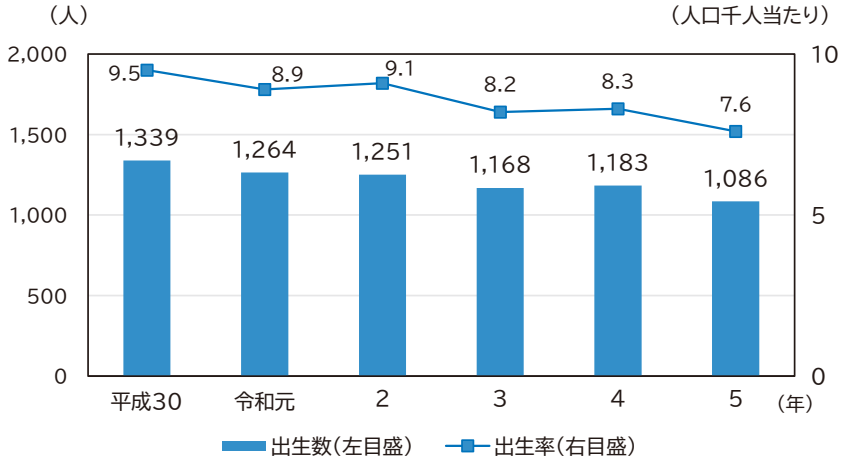

資料：埼玉県の人口動態概況

図表　合計特殊出生率*の推移

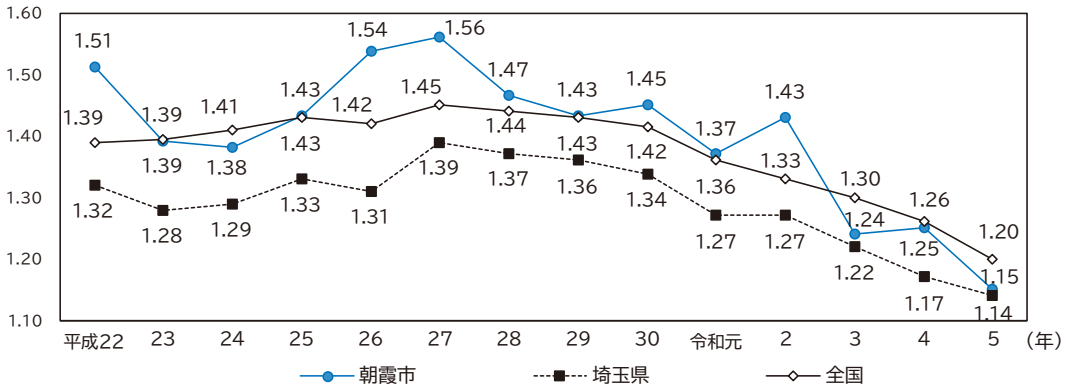

資料：埼玉県保健医療政策課HP

待機児童数は、平成 29（2017）年には 114 人の待機児童がいましたが、その後、減少傾向にあり、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在では 17 人となっています。

図表　待機児童数の推移

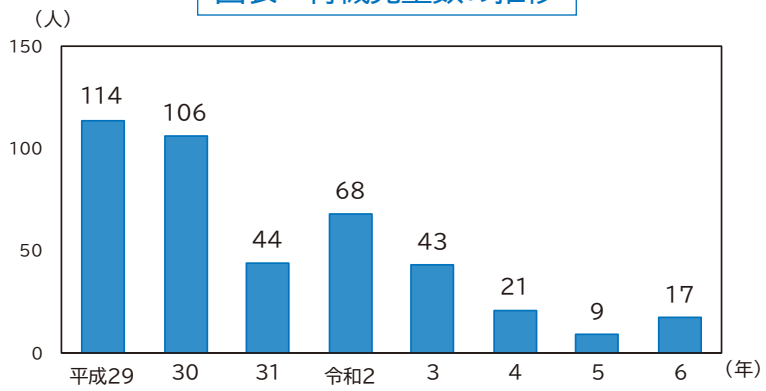

（各年4月現在）

資料：朝霞市子ども・子育て支援事業計画
－実施事業進捗状況報告

(3) 就労に関する状況

① 女性の労働力率*

女性の年齢階級別労働力率は、子育てが忙しくなる年代で大きく落ち込み、その後再び労働力率が上がっていく特徴が見られます。そのグラフの形からM字曲線と呼ばれています。近年では、子育て支援策の充実などを背景に、結婚、出産等にかかわらず就労を継続する女性が増えたため、子育て期の労働力率の落ち込み方が抑えられ、女性の年齢階級別労働力率のグラフは台形に近づきつつあります。

本市においても、令和 2（2020）年の女性の年齢階級別労働力率は 35 ～ 39 歳で 74.2%まで一度落ち込みますが、前後の 30 ～ 34 歳や 40 ～ 44 歳の労働力率との差はあまり大きくありません。また、平成 22（2010）年の 35 ～ 39 歳の女性の労働力率 63.6%と比較すると 10.6 ポイント高くなっており、子育てに忙しい年代の女性でも就業している人が増えていることがうかがえます。

図表　本市の女性の年齢階級別労働力率の推移

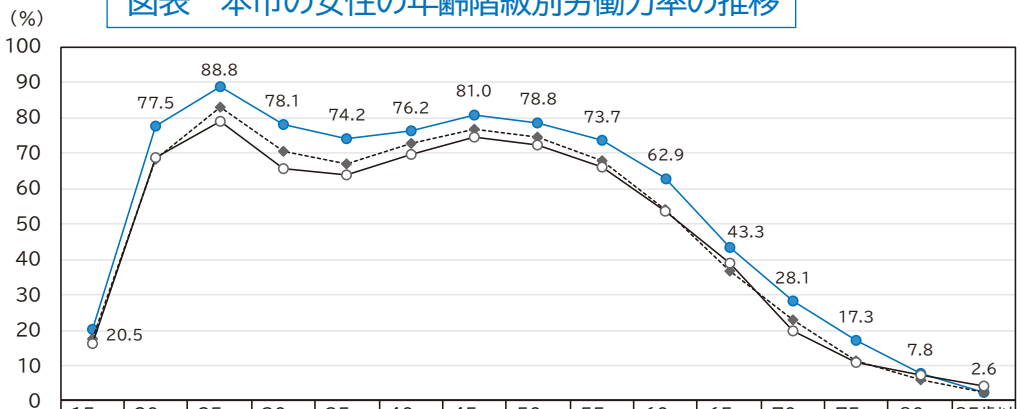

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
令和2年	20.5	77.5	88.8	78.1	74.2	76.2	81.0	78.8	73.7	62.9	43.3	28.1	17.3	7.8	2.6
平成27年	17.5	68.4	83.2	70.5	67.1	72.9	76.7	74.8	67.9	54.3	36.9	22.7	11.4	5.8	2.5
平成22年	16.2	68.8	79.0	65.6	63.6	69.8	74.5	72.5	66.2	53.5	39.1	19.9	10.8	7.3	4.2

※グラフに記載の数値は令和2年　　資料：国勢調査（総務省）

② 非正規雇用者の割合

「令和６年度実施朝霞市男女平等に関する事業所アンケート」の結果からパート・アルバイトの割合をみると、令和 6 年度の男性は 24.8%で令和元年度よりも 8.3 ポイント増加しており、女性は 42.7%で令和元年度よりも 3.3 ポイント増加しています。この結果から、男女ともに非正規雇用者の割合が増加していることがうかがえます。

また、性別で比較すると男性よりも女性の方が非正規雇用者の割合が高いことから、男女間の賃金の格差、管理職に占める割合の男女格差等に影響を及ぼしていることがうかがえます。

図表　全従業員に占めるパート・アルバイトの割合

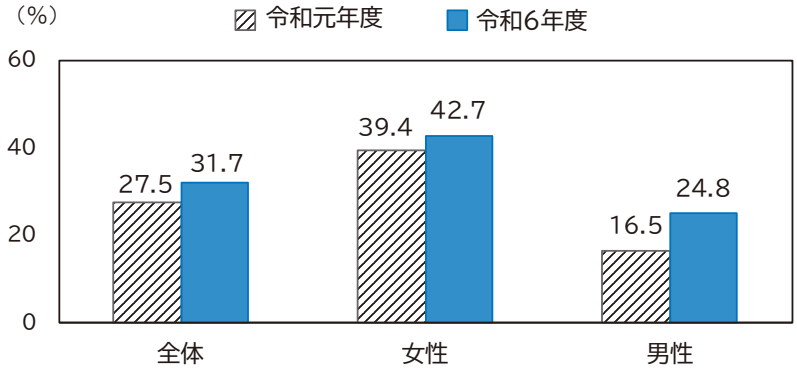

※令和6年度のサンプル数は、女性＝494、男性＝785
令和元年度のサンプル数は、女性＝1,940、男性＝2,109

資料：朝霞市男女平等に関する事業所アンケート

③ 管理職の男女比

「令和６年度実施朝霞市男女平等に関する事業所アンケート」の結果から市内事業所における管理職(注)の男女比についてみると、平成 26（2014）年度の調査時には女性の管理職の割合は 11.8%でしたが、令和 6（2024）年度には 20.1%を占めるなど、女性の管理職の割合は徐々に増加しています。

しかしながら、男性の管理職の割合と比較するとほぼ 1：4（女性：男性）の比率で、いまだに格差の大きさが際立っています。

図表　管理職の男女比

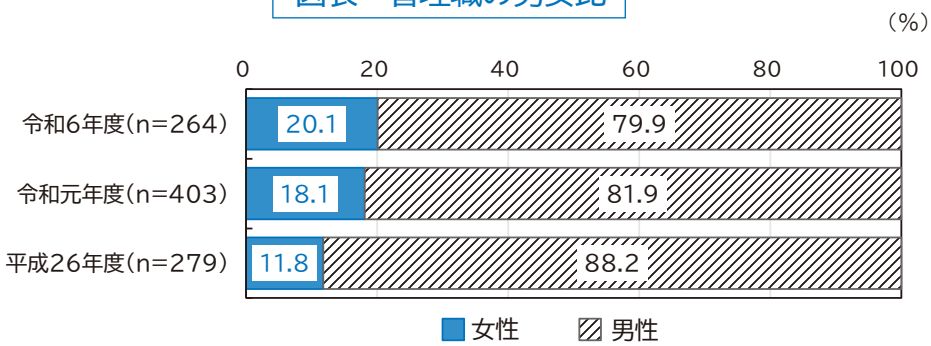

(注)管理職の対象は、部長・課長相当職と係長相当職

資料：朝霞市男女平等に関する事業所アンケート

(4) ワーク・ライフ・バランス*に関する状況

① 育児休業制度活用状況

「令和６年度実施朝霞市男女平等に関する事業所アンケート」の結果から育児休業制度の活用状況についてみると、令和 6 年度は回答企業の 47.4%で育児休業制度を利用した従業員がいることがわかります。

また、育児休業制度を利用した従業員の性別をみると、令和元（2019）年度の調査時には 69.2%の企業では女性の従業員のみの利用でしたが、令和 6（2024）年度には女性のみの利用は 38.9%に減少し、男女ともに利用した企業が 44.4%に増加していました。これに男性のみ利用した企業 16.7%を合わせると６割以上の企業で男性従業員が育児休業制度を利用しています。

これは、男性の育児休暇取得を促進する改正育児・介護休業法が令和 4（2022）年に施行されたことが背景にあると考えられます。

図表　育児休業制度を活用している従業員の有無

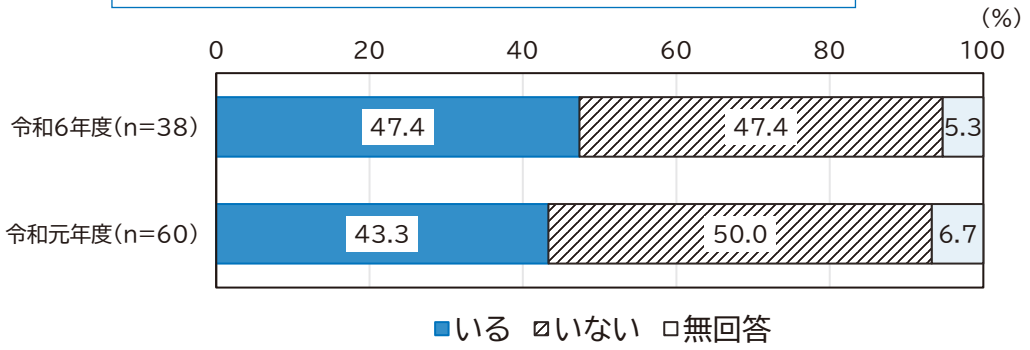

資料：朝霞市男女平等に関する事業所アンケート

図表　育児休業制度を活用している従業員の性別

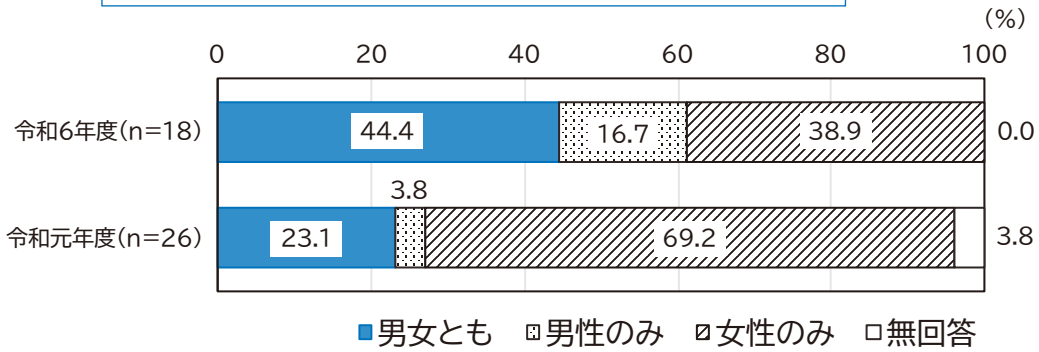

資料：朝霞市男女平等に関する事業所アンケート

② １週間の過ごし方

「令和６年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査」の結果から、「収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等）」と「収入を得るための労働時間」の分布状況についてみていきます。

「収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等）」について、令和 6 年度の男性は「全くない」が 18.3%、「～ 10 時間未満」の 38.9%も合わせると約６割は 10 時間未満にとどまっていることがわかります。しかし、令和元年度の調査時と比較するとその割合はやや低下しています。

一方、「収入を得るための労働時間」については、令和 6 年度の女性は「全くない」が 24.8%で最も多くなっています。令和元年度と比較するとその割合は低下しています。男性は「～ 50 時間未満」が 25.8%で最も多くなっていますが、こちらも令和元年度よりも低下しています。全体として、女性は収入を得るための労働時間が増え、男性は減少している傾向が見られます。

性別による偏りについては、やや是正する動きはあるものの、あまり大きな変化は見られません。

図表　１週間の過ごし方（収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等））

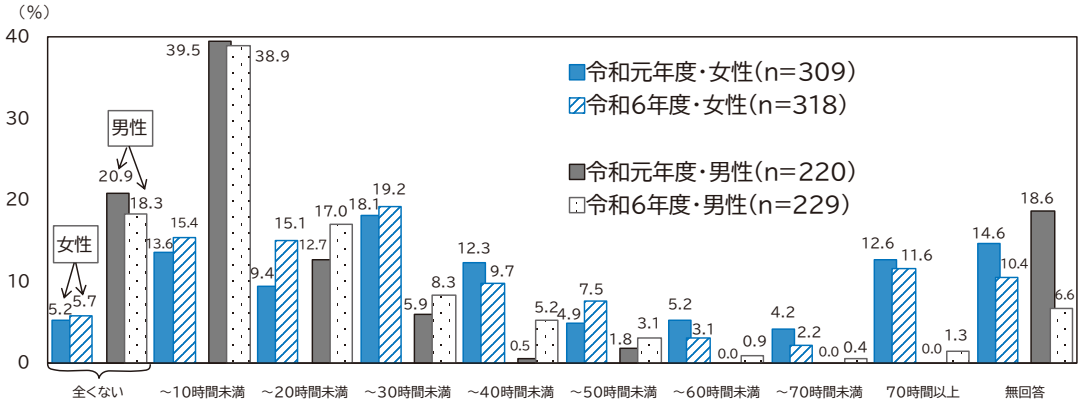

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査

図表　１週間の過ごし方（収入を得るための労働時間）

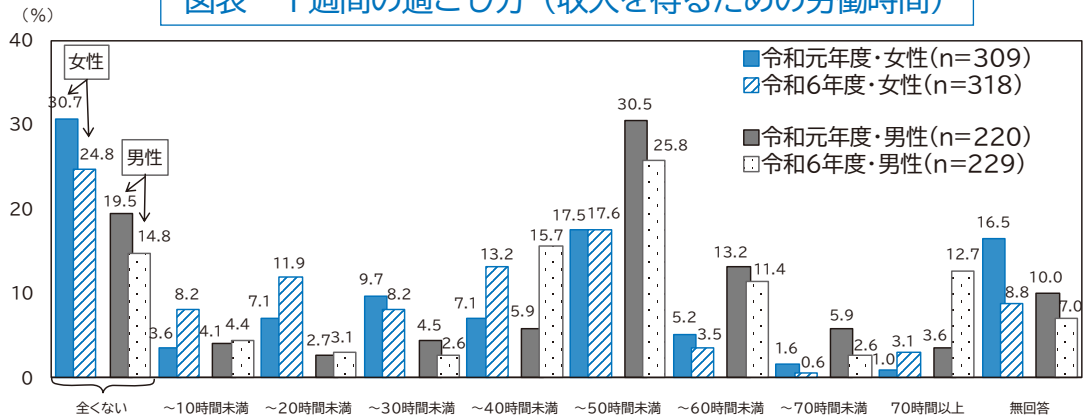

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査

(5) 政策・方針の立案及び決定過程や地域団体への参画状況

① 市議会における議員の状況

本市の市議会における女性の議員については、近年では改選ごとに女性の議員数が徐々に増加しており、令和 5 年 12 月の改選では、市議会議員に占める女性の割合は 33.3%となっています。埼玉県内の市町村議会全体の女性の議員の割合 23.5%を上回る割合です。

図表　市議会全体に占める女性議員の割合

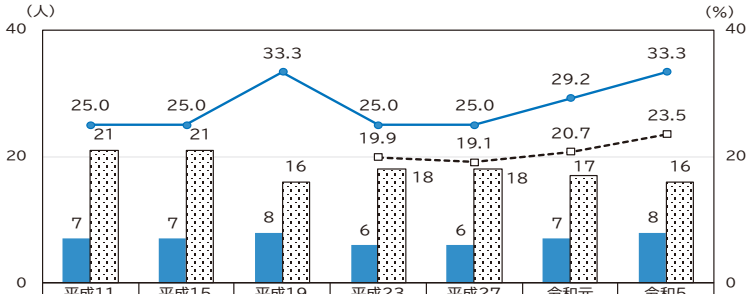

	平成11	平成15	平成19	平成23	平成27	令和元	令和5
朝霞市・女性議員(人)	7	7	8	6	6	7	8
朝霞市・男性議員(人)	21	21	16	18	18	17	16
朝霞市・女性議員割合(%)	25.0	25.0	33.3	25.0	25.0	29.2	33.3
県内市町村・女性議員割合(%)				19.9	19.1	20.7	23.5

(朝霞市:各年12月現在、県内市町村:各年4月現在)

資料:男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)
朝霞市男女平等推進年次報告書(朝霞市)

② 審議会等委員の状況

本市の審議会等委員に占める女性の割合については、近年では令和 3 (2021) 年に 33.5%であったのが最も高い割合でしたが、その後は徐々に割合が低下しており、令和 6 (2024) 年には 30.4%となっています。女性の審議会等委員数は増加していますが、それ以上に審議会等委員数全体が増加しているためとみられます。

図表　審議会等委員に占める女性の割合

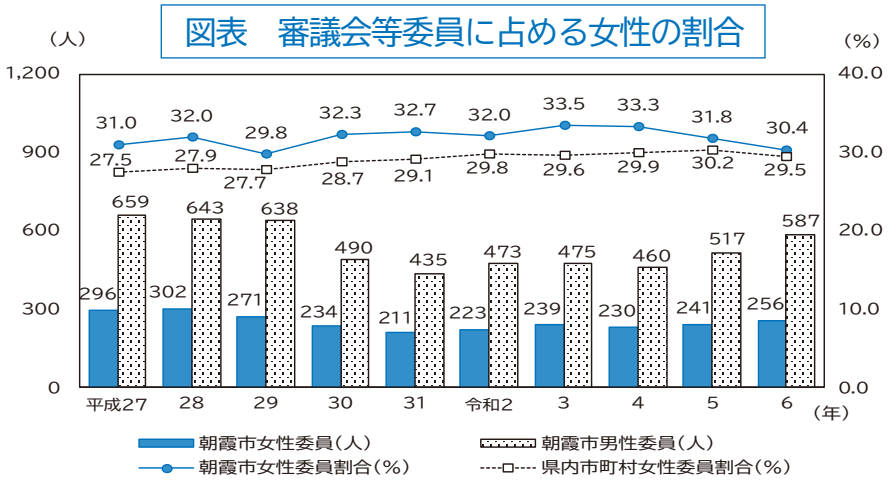

(各年4月1日現在)

資料:男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)

③ 市職員における管理監督職の状況

本市の市職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性の割合は、近年では 20%台が続いています。埼玉県内の市町村職員全体の女性の管理職の割合と比較すると、どの年においても下回っています。

図表　市職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性の割合

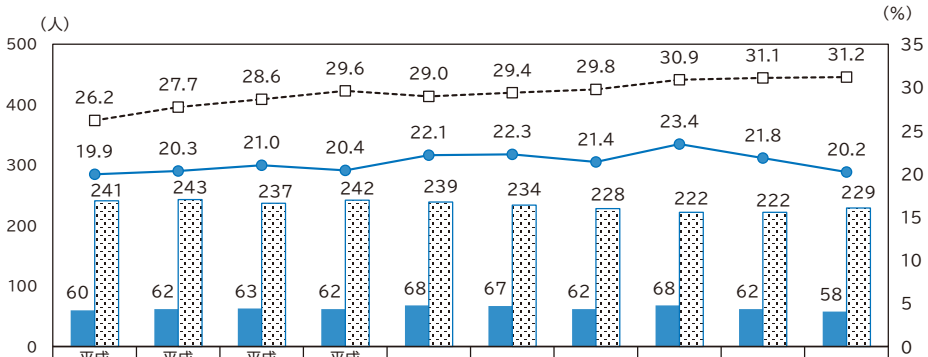

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
朝霞市・女性（人）	60	62	63	62	68	67	62	68	62	58
朝霞市・男性（人）	241	243	237	242	239	234	228	222	222	229
県内市町村職員・女性の割合（%）	26.2	27.7	28.6	29.6	29.0	29.4	29.8	30.9	31.1	31.2
朝霞市・女性の割合（%）	19.9	20.3	21.0	20.4	22.1	22.3	21.4	23.4	21.8	20.2

（各年4月1日現在）

資料：男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）
朝霞市男女平等推進年次報告書（朝霞市）

④ 町内会長・自治会長の状況

町内会長・自治会長に占める女性の割合は年ごとに変わっていますが、いずれの年においても埼玉県の市町村全体の女性の自治会長割合を上回っています。令和 6（2024）年 7 月 1 日現在の市内の女性の自治会長は 11 人で全体に占める割合は 13.4%となっています。長期的な傾向をみると細かな増減はありますが、ほぼ横ばい状況であるといえます。

図表　町内会長・自治会長に占める女性の割合

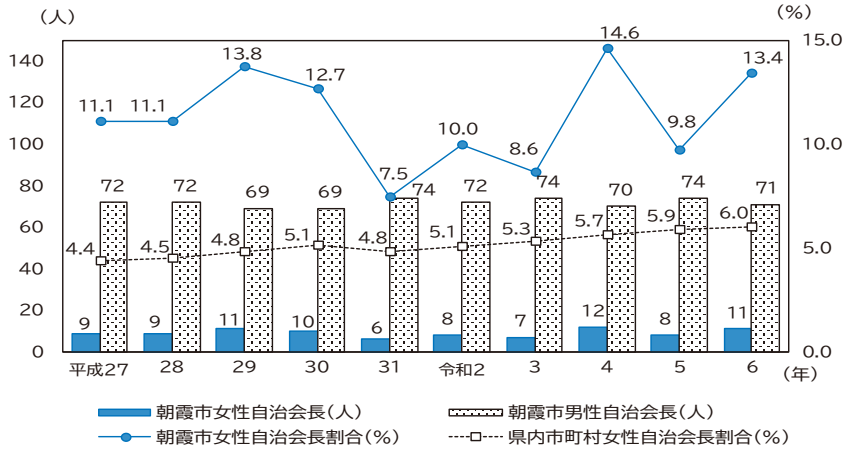

（各年7月1日現在）

資料：男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）

2 第2次朝霞市男女平等推進行動計画*における取組と評価

(1) 第２次朝霞市男女平等推進行動計画に基づく取組と評価

① 施策目標１　男女平等の意識の浸透

○ 施策の方向１－１　男女平等の現状把握と将来像の提案

【取組】

・様々な機会におけるパネル展示、広報･ホームページ･男女平等推進情報「そよかぜ*」等を通じて、広く市民に向けて男女平等の意識醸成を図りました。また、リーフレットを新たに作成し、男女共同参画の情報発信に努めました。

・男女平等に関する資料や関連図書を収集し、貸し出すなど、積極的な情報提供を図りました。

・市職員に対して「朝霞市庁内男女平等推進指針*」についての周知を図りました。また、職員向け研修や男女平等推進庁内連絡会議など、様々な機会を活用して男女平等の視点を取り入れた取組を行うよう周知を図りました。

【評価】

・様々な機会を捉えた周知啓発を行ってきた結果、男女平等の意識は根付きつつありますが、市民意識調査の結果からは、男女の地位がいまだに平等となっていないと感じる分野があることが伺えるため、引き続き、男女平等に関する意識向上に向けた取組を進めていく必要があります。

指　標	数値			現状値（R7）	評価資料
	当初値（H26）	中間値（R元）	目標値（R7）		
「社会通念･慣習･しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	10.9%	市民意識調査

○ 施策の方向１－２　家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

【取組】

・男女平等推進庁内連絡会議や新規採用職員研修などにおいて、男女共同参画の視点による言葉やイラスト等の表現方法についての周知を行いました。また、女性センター登録団体によるジェンダー*に関する低年齢向けの講座の実施など、幅広い層に対して男女平等の視点に立った表現に関する啓発を行いました。

・学校においては、総合的な学習の時間や特別活動を活用して男女平等教育を推進しました。

・男女平等推進情報「そよかぜ*」の企画・編集や「あさか女（ひと）と男（ひと）セミナー*」の企画・運営、パープルリボンキャンペーンイベント等様々な事業において市民との協働を推進し、市民との連携及び地域人材の育成を図りました。
・広報や市公式ホームページなどで男女平等推進顕彰制度について、周知啓発を行い、継続的に働きかけを行いました。

【評価】

・各種意識調査の結果から、家事や育児、高齢者の介護の多くは女性が担っていることや、性別による固定的な役割分業意識*はこどもの頃から刷り込まれていることなどが伺えるため、男女平等の視点に立った分かりやすい表現による情報発信や男性の家事・子育て・介護への参加促進などにより、男女平等に関する意識の改善を図っていく必要があります。

指　標	数値			現状値（R7）	評価資料
	当初値（H26）	中間値（R元）	目標値（R7）		
「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	26.4%	市民意識調査

②　施策目標２　自己実現へ向けた学習機会の充実

○ 施策の方向２－１　多様なライフコース選択の情報と機会の提供

【取組】

・「あさか男女（ひと）の輪リンク集」に国の女性応援ポータルや女性活躍支援のサイトなど自己実現につながるサイトの情報をまとめて掲載するなど、ライフコースの選択を支援する情報の提供を行いました。
・女性センター内の情報・交流コーナーに、男女平等に関する書籍や他自治体の情報誌を配架したり、子育て支援や就職支援に関する事業情報のほか、女性センター登録団体の事業などについても提供・情報発信を行うなど、広く学習機会の充実に努めました。
・様々な困難を抱える女性の相談に対応するため、女性総合相談*の相談時間を拡大し、相談方法もより相談しやすい方法に見直しました。

【評価】

・女性はライフステージごとに多様な働き方となるため、自己実現に向けたセミナーや講座、研修等に関する情報提供や学習機会の充実を図るとともに、身の回りの地域や職場などにおいて活躍しやすい環境整備に向けた取組が行われるよう情報発信していく必要があります。

指　標	数値			現状値（R7）	評価資料
	当初値（H26）	中間値（R元）	目標値（R7）		
「あさか男女(ひと)の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20%	1.8%	市民意識調査

○ 施策の方向２－２　能力の開発と活動の支援

【取組】

・就業や起業支援に関する情報について、女性センター及び市公式ホームページで周知を行いました。

・サマーフェスティバルやパープルリボン運動啓発イベント等において市民団体の企画・運営による参加型講座を開催するなど、男女共同参画の推進を活動の目的とする団体と協働することで周知啓発につなげました。

【評価】

・市民意識調査の結果から、就業や起業支援に関する情報の周知が十分でないことが伺えることから、市の就業や起業担当課と連携し引き続き周知啓発に取り組んでいく必要があります。また、市民団体との協働による周知啓発についても、より効果的な取組となるよう活動機会や協働内容について検討し実施する必要があります。

指　標	数値			現状値（R7）	評価資料
	当初値（H26）	中間値（R元）	目標値（R7）		
能力開発支援に関わる制度･機会を知っている女性（20～50歳代）の割合	11.5%	7.1%	20%	13.8%	市民意識調査

③　施策目標３　多様性の尊重と理解促進

○ 施策の方向３－１　生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重に向けた理解促進

【取組】

・若年層（市内小学５年生～中学３年生）に向けて、性犯罪・性暴力にあわないためのリーフレット等を継続的に配布して、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*(性と生殖に関する健康と権利) に関する意識啓発を図りました。

・また、市民の認知度が低い「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関するおとどけ講座を開催し、周知を図りました。

・市民意見交換会「ＡＳＡＫＡ健康ラウンジ」や健康づくり講演会を継続的に実施し、市民の健康づくりの普及を図りました。実施にあたっては、男女平等の視点及び多様性の尊重を意識しました。

【評価】

・各種意識調査の結果では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*に関する認知度はいずれも半数に満たない状況にあり、周知不足が課題となる中で、男女が言葉の持つ意味を正しく理解し、心身ともに健康に生きていく為の周知啓発に関する取組を引き続き行っていく必要があります。

指　標	数値			現状値（R7）	評価資料
	当初値（H26）	中間値（R元）	目標値（R7）		
「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	8.4%	市民意識調査

○ 施策の方向３－２　性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）等に配慮した啓発の推進

【取組】

・ＬＧＢＴＱ*当事者の講師を招いた「あさか女（ひと）と男（ひと）セミナー*」を開催したり、多様性の尊重と理解促進に向けて新たにリーフレットを作成するなど、意識啓発に努めました。

・学校においては、性の多様性に係る相談対応ハンドブックや「『性の多様性の尊重』に係る教職員用リーフレット」等を教職員に配布したり、性の多様性を尊重する教育実践のための教職員研修を実施したりするなど、教職員に向けた支援を推進しています。また、市内県立高校の生徒を対象にＳＯＧＩＥ*に関するリーフレットを配布し、性的指向・性自認・性表現に関する理解を深めるよう意識啓発を推進しました。

・「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度*」を開始し、制度の周知に努めると同時に、関連機関や近隣市、市内事業所等との連携を図りました。また、県内転出入者の手続きの簡素化のため、県内全市町村と連携協定を締結しました。

【評価】

・市民意識調査の結果では、「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度*」の認知度が低いこと、性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ*等）の人達にとって生きづらい社会だと思うと考えている人の割合が６割以上いることなどから、性の多様性に関する理解の促進を図るとともに、性的マイノリティの方の不安や不便を解消するような市の施策のあり方や環境整備に関する検討をしていく必要があります。

指　標	数値			現状値（R7）	評価資料
	当初値（H26）	中間値（R元）	目標値（R7）		
「SOGI(ソジ)という言葉を正しく理解している市民の割合	―	14.3%	20%	13.7%	市民意識調査

④　施策目標４　異性間やパートナーからの暴力の根絶

○ 施策の方向４－１　意識の啓発と情報の提供及び未然防止

【取組】

・広報あさかや市公式ホームページ、女性センターの情報・交流コーナーにおける情報発信のほか、様々な機会をとらえてパネル展を開催するなど女性に対する暴力をなくすことへの意識啓発を推進しました。また、パープルリボン運動については、庁内の告知スペースや広報、ホームページ、駅前の電光表示板、懸垂幕等を活用したほか、啓発イベントの開催、パープルライトアップなどにより、広く意識啓発を図りました。

・ＤＶ*相談の周知に関しては、定期的な広報あさかでの周知や市内公共施設等のトイレ、市内都市公園公衆トイレに各相談窓口のポスターを掲示、各種イベントの際には相談窓口の周知等により情報発信に努めました。

・こどもの性暴力被害予防については、4 月の「若年層の性暴力被害予防月間」に市内の小学校、中学校、高校、子ども相談室に啓発のためのリーフレットやチラシを配布しました。

【評価】

・ＤＶ被害者等の多くは女性であり、一方で男性の被害者も増加傾向にある中、市民意識調査の結果では、ＤＶ被害を受けた時の相談状況は男女ともに半数以下にとどまっており、市のＤＶ相談の認知度は半数に満たない結果となっています。相談窓口の周知、配偶者やパートナー等からの暴力の根絶に係る意識啓発などに引き続き取り組む必要があります。

指　標	数値			現状値（R7）	評価資料
	当初値（H26）	中間値（R 元）	目標値（R7）		
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」を知っている市民の割合	86.1%	87.6%	100%	90.7%	市民意識調査

○ 施策の方向４－２　相談体制の充実

【取組】

・ＤＶ専門相談員による相談を継続的に実施しました。また、ＤＶ専門相談員やＤＶ相談担当職員が各種研修に参加したり、相談員の研修・交流会を行ったりするなど、相談業務を円滑に進めるための資質向上に努めました。

・男性のＤＶ被害者は誰にも相談しないことがあるため、新たに男性トイレにもＤＶ相談窓口のポスターを掲示して、男性被害者に相談を促す工夫を行いました。

【評価】

・市民意識調査の結果では、暴力を受けた時の相談の有無については、被害を受けた男性で「相談しようと思わなかった」と答える人が約７割いること、被害を受けた女性で「相談できなかった」と答える人が２割以上いることなどから、安心して相談できるよう相談窓口の周知啓発を図る必要があります。また、市に寄せられる相談内容は複雑化・多様化していることから、相談員のさらなる資質向上を図る必要があります。

指　標	数値			現状値（R7）	評価資料
	当初値（H26）	中間値（R元）	目標値（R7）		
市のDV相談(配偶者暴力相談支援センター)を知っている市民の割合	33.4%	27.4%	70%	29.3%	市民意識調査

○ 施策の方向４－３　関係機関等との連携強化

【取組】

・市及び外部の関係機関等で構成する「朝霞市ＤＶ対策等関係機関ネットワーク会議*」を継続的に開催しています。

・ＤＶ被害者の保護体制の充実に向けて、緊急一時保護施設の確保に取組みました。

【評価】

・引き続き、相談に対して適切かつ迅速な相談対応が行えるよう、朝霞市ＤＶ対策等関係機関ネットワーク会議の活用などについて、関係機関との連携を日頃より強化しておくとともに、緊急時には相談者の安全な避難先として、保護施設の調整をする必要があります。

⑤　施策目標５　女性の職業生活における活躍の推進

○ 施策の方向５－１　政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

【取組】

・男女平等推進庁内連絡会議において、市が率先して男女平等を推進するような意識啓発を実施しました。さらに、市の審議会等の構成員に係る女性委員の登用の促進に関して全庁に向けて認識の共有化を図りました。

・庁内での男女共同参画推進については、女性の職員に向けてキャリアデザイン研修を実施したり、外部機関のリーダーシップ講座に毎年女性職員１名を派遣したりするなどの取組を行って、女性職員のキャリアアップ支援を推進しています。また、

配偶者が出産した男性職員に対して、育児休暇等の取得についての働きかけを行って、職員のワーク・ライフ・バランス*の充実を支援しました。

・ジェンダー*に関する統計を市公式ホームページや広報あさかなどを活用し、市民に積極的に情報提供することで男女共同参画の推進を図りました。

・就業上での女性の活躍推進については、広報あさかのコラムで女性の就業状況やポジティブ・アクション*について取り上げたり、商工会へのチラシ配布や市民活動団体向けのメールマガジンを通して男女平等推進顕彰制度の周知を図ったりしました。

【評価】

・ポジティブ・アクション（積極的改善措置）として、「市職員の女性管理職員の割合」や「各審議会等での女性委員登用率が３０％以上の審議会等の割合」を指標に施策を実施しましたが、達成状況や取組の必要性などを踏まえ、引き続き、政策・方針の立案や決定過程における男女共同参画の推進を図っていく必要があります。

指　標	数値			現状値（R7）	評価資料
	当初値（H26）	中間値（R元）	目標値（R7）		
市職員の女性管理職員の割合	17.0%	20.7%	25%	23.2%	朝霞市男女平等推進年次報告書
各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2%	47.3%	70%	53.2%	朝霞市男女平等推進年次報告書

⑥　施策目標６　地域団体や事業所における男女共同参画の推進

○ 施策の方向６－１　仕事と家庭・地域活動との両立支援

【取組】

・「あさか男女（ひと）の輪サイト」や女性センターの情報・交流コーナー、男女平等推進情報「そよかぜ*」や広報あさか等を通じて、仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランス*に関する情報、男性の育児休業制度取得に関する情報等を提供しました。

・男女格差がない職場づくりの促進については、女性キャリアセンターの在宅ワーク相談や就職支援セミナー等の情報を提供するとともに、そのほか就労に関する情報を「あさか男女（ひと）の輪サイト」を通じて提供しています。また、就労関連の情報については、庁内担当部署や商工会とも連携して広く周知しています。

【評価】

・市民意識調査の結果から、女性の仕事と家庭生活の両立における課題が依然として残っていることが伺えます。女性が働きやすい環境を整備するためには、企業が担う役割は重要となりますので、「一般事業主行動計画」の策定やワーク・ライフ・

バランス*の実現に向けた環境整備など必要な取組が行われるよう周知するとともに、女性自身に対しても自己実現に向けて積極的に取り組めるよう情報提供や学習機会の充実を図る必要があります。

指　標	数値			現状値（R7）	評価資料
	当初値（H26）	中間値（R元）	目標値（R7）		
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*」をよく知っている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	62.3%	市民意識調査

○ 施策の方向６－２　地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

【取組】

・女性視点で作成した「避難所運営における防災防犯マニュアルカード」、「女性や子どものための防災防犯マニュアルカード」及び「女性のための帰宅困難マニュアルカード」を担当課を通じて提供したほか、各公共施設への配置、新規採用職員研修での配布など、避難所等で速やかな活用が行えるよう広く周知を図りました。

【評価】

・少子化、高齢化が今後さらに進む中で、地域コミュニティによる支え合いはより一層重要な意味を持つようになっていくと考えられることから、地域活動や地域づくりのプロセスに男女が共に参画し、これまで以上に女性の意見を反映していけるような仕組みづくりや意識啓発を行う必要があります。

指　標	数値			現状値（R7）	評価資料
	当初値（H26）	中間値（R元）	目標値（R7）		
自治会や町内会の活動に参加している人の割合	21.0%	18.3%	25%	14.0%	市民意識調査

(2) 指標・数値・現状値一覧表

施策目標	施策の方向	指　標	数値 当初値（H26）	数値 中間値（R元）	数値 目標値（R7）	現状値（R7）	評価資料
1 男女平等の意識の浸透	1−1 男女平等の現状把握と将来像の提案	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	10.9%	市民意識調査
	1−2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	26.4%	市民意識調査
2 自己実現へ向けた学習機会の充実	2−1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供	「あさか男女（ひと）の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20%	1.8%	市民意識調査
	2−2 能力の開発と活動の支援	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性（20～50歳代）の割合	11.5%	7.1%	20%	13.8%	市民意識調査
3 多様性の尊重と理解促進	3−1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	8.4%	市民意識調査
	3−2 性的指向・性自認（SOGI）等に配慮した啓発の推進	★「SOGI（ソジ）という言葉を正しく理解している市民の割合	—	14.3%	20%	13.7%	市民意識調査
4 異性間やパートナーからの暴力の根絶	4−1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を知っている市民の割合	86.1%	87.6%	100%	90.7%	市民意識調査
	4−2 相談体制の充実	市のDV*相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	33.4%	27.4%	70%	29.3%	市民意識調査
5 女性の職業生活における活躍の推進	5−1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進	★市職員の女性管理職員の割合	17.0%	20.7%	25%	23.2%	朝霞市男女平等推進年次報告書
		各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2%	47.3%	70%	53.2%	朝霞市男女平等推進年次報告書
6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進	6−1 仕事と家庭・地域活動との両立支援	「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*」をよく知っている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	62.3%	市民意識調査
	6−2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	★自治会や町内会の活動に参加している人の割合	21.0%	18.3%	25%	14.0%	市民意識調査

※★が付いている指標については、後期基本計画の策定に伴い新たに指標にしたもの
※太枠で囲んだ部分は、「男女共同参画のためのポジティブ・アクション*」として目標設定したもの

第３章　基本計画

１　ジェンダー平等の推進

２　パートナーや身近な人からの暴力の根絶

３　様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

４　女性のエンパワーメントの推進

５　経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

６　多様な生き方の尊重と理解促進

1 ジェンダー*平等の推進

1-1 男女平等の意識の啓発

◎ 現状と課題

「男女共同参画社会*基本法」が平成 11（1999）年に成立し、本市においても「朝霞市男女平等推進条例」を制定し、「朝霞市男女平等推進行動計画*」の改定を重ねながら男女平等社会の実現を目指してきました。

夫婦等で家事を共に担ったり、共働き世帯が増加するなど、男女がその個性と能力を発揮しつつ、共に責任を分かち合う意識が根付きつつあると感じられます。

しかしながら、令和 6（2024）年度に実施した市民意識調査結果によると、様々な分野において男女の地位がいまだ平等になっていないと感じる市民は過半数を占めています。中には、政治分野のように男女平等感が令和元（2019）年度よりも後退している分野もあるなど、男女平等社会の実現に向けては改善段階にあります。

今後、どの分野においても誰もがその意欲と能力を生かして共に参画していけるように、意識啓発はもとより環境の整備や能力開発のためのさらなる支援等が必要です。

図表　男女共同参画社会のイメージ（経年変化）

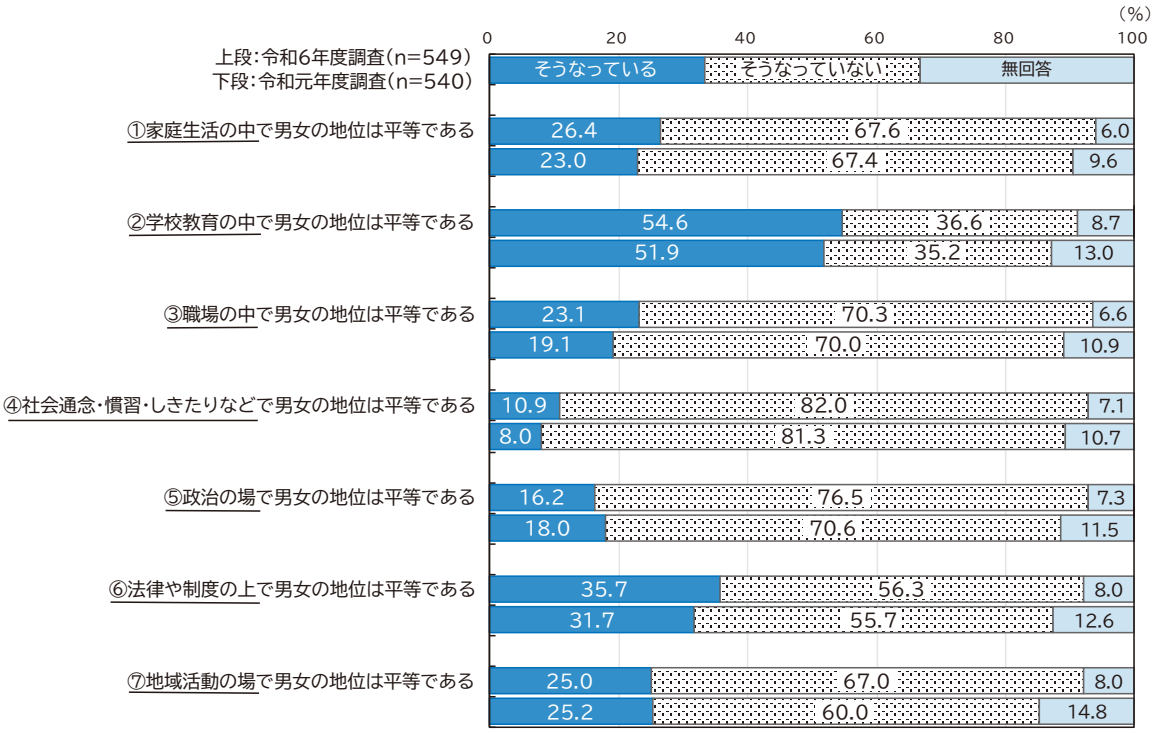

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○男女平等が実現したイメージの提案を行う

男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、様々な機会や媒体等を活用しながら具体的に提案していきます。

○アンコンシャス・バイアス*（無意識の思い込み）の解消に向けた意識を醸成する

家庭や地域・職場などに潜む無意識の性別による固定的な役割分業意識について気づきを促し、ジェンダー*平等を実現するための意識の醸成を図ります。

また、男女平等苦情処理委員*や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

男女共同参画週間パネル展

指　標	数値目標		評価資料
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	10.9%	20%	
目標値の根拠	男女平等のイメージが最も薄い分野において、現状値の約２倍の５人に１人を目標に設定		

1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進

◎ 現状と課題

市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分業意識*を肯定的に考える人は平成 26 年度調査時には 31.2%でしたが、令和元年度調査時には 24.6%、令和 6（2024）年度調査時には 19.3%と徐々に減少していき、固定的な性別役割分業意識の解消は徐々に進んでいることがうかがえます。

しかし実際には、家庭においては食事のしたく、そうじ、洗濯などの家事や育児、高齢者の介護を担っているのは女性が多く、職場においては非正規雇用比率や平均賃金、管理職など様々な点で男女の格差が際だっているなど、依然として社会全体の体制は性別による固定的な役割分業意識の影響が色濃く残っています。また、小学生・中学生・高校生意識調査によると、周囲の人から男らしく、もしくは女らしくするように言われることがある中学生や高校生は約３割にのぼっており、こどもの頃から性別による固定的な役割分業意識を刷り込まれる環境は依然として残されています。

男女平等の意識を育むには、幼少期からの教育や意識の醸成が重要な役割を果たします。そのためには、学校教育の場や家庭や地域などこどもの身近な環境が重要なことはもちろんですが、こどもたちに大きな影響を与えるメディアやＳＮＳ等の情報発信においても、責任をもった行動をしていく必要があります。

図表　「男性は仕事、女性は家庭」という考え方（経年変化）

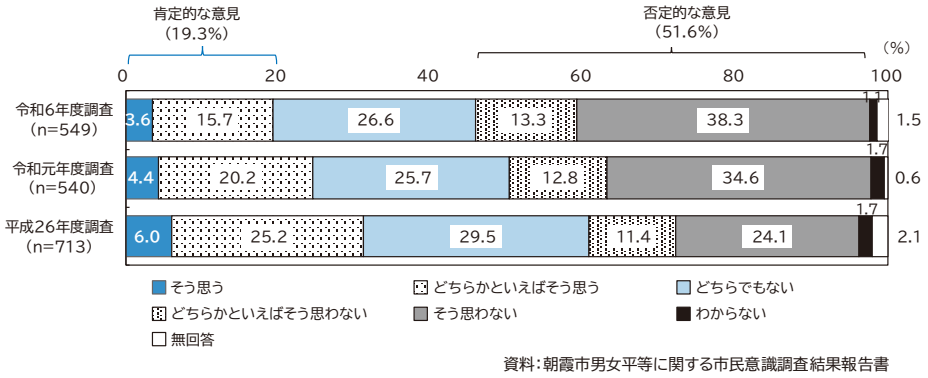

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表　周囲の人から「男らしく、女らしく」するように言われること（小学生・中学生・高校生）

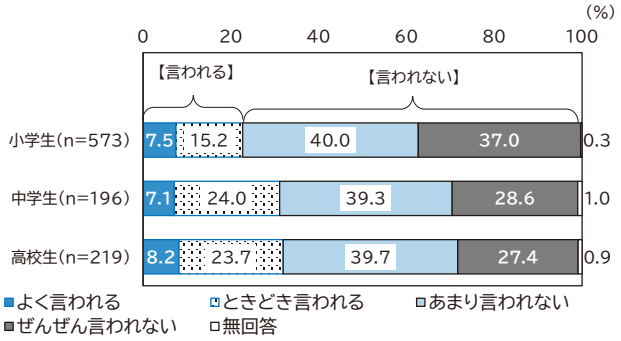

資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○男女平等の視点に立ち、分かりやすい表現で情報発信を行う

埼玉県や市の「表現ガイド」等を活用して、市の広報活動や刊行物において男女平等の視点に立った分かりやすい表現を徹底します。

また、市民や市内の団体、事業者等に対して、男女平等の視点に立った表現の重要性について広く周知を図ります。

○社会情勢に合わせた学校への情報提供を行い、男女平等の意識づくりを推進する

児童・生徒や教育関係者に対して社会情勢に応じた情報を積極的に提供し、ジェンダー*平等の意識づくりと個人の能力と個性に応じた学習や指導等を推進していきます。

○男性の家事・子育て・介護への参加を促進する

料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。

また、市内事業所に対して、男性の育児・介護休業取得を促進するよう制度の周知を図ります。

○男女平等を推進する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、市民との協働事業を通じて人材の育成を図ります。

また、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成と活用を図ります。

指　標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
1週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間（家事・育児など）が「全くない」とする男性の割合	18.3%	5%	市民意識調査
目標値の根拠	男女共同参画意識の浸透を図り、男性の家事・育児等への参加を促進することを目標に設定		

1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重に向けた理解促進

◎ 現状と課題

令和６（2024）年度実施の市民意識調査によると、「性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」という言葉については、約３割の人にしか認知されていない状況です。小学生･中学生･高校生意識調査でも「知らない」という回答が過半数を占めます。

しかし、実際には学校現場においては、自分や相手の性の尊厳を守るための「生命（いのち）の安全教育*」や性感染症や薬物中毒の弊害を学ぶ機会などがあり、「性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する考え方の一部が提供されています。そのほか、ＳＮＳや出版物等様々な媒体を通じて性教育に関する情報に触れる機会も増えています。こうした様々な情報や機会も活用しながら、すべての人々が自分や他の人の性を尊重し、生殖に関する自己決定権を持ち、安全に妊娠・出産する権利を持っているということが周知される必要があります。

また、女性と男性では妊娠・出産等の生殖の機能が異なり、身体の大きさにも違いがあるなど、健康面でそれぞれの特性に応じた配慮を必要としています。年齢に応じて健康のあり方が大きく変化することもあり、男女がお互いの身体的な違いを理解し、思いやりを持って生きることが必要となります。

図表　性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の言葉の認知度（経年比較）

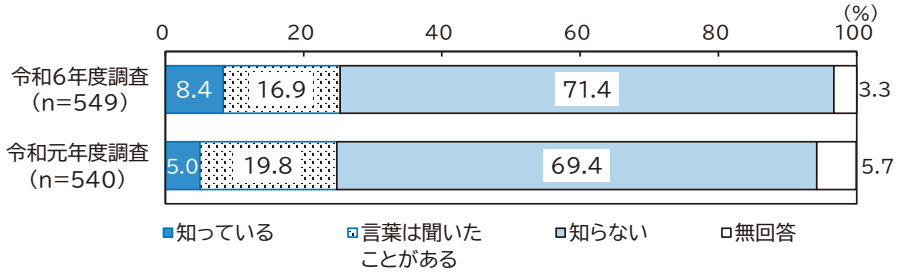

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方の周知啓発を行う

あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*）について関心を高め、正しい知識が得られるよう、様々な媒体を通じた情報提供の充実に努めます。

○生涯にわたる健康づくりの支援を充実させる

性別やライフステージごとの健康課題に関する情報の発信、健康教育の充実、健康診断等の実施など、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・産後期を通じた健康支援を行います。

図表　性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の言葉の認知度（小学生・中学生・高校生）

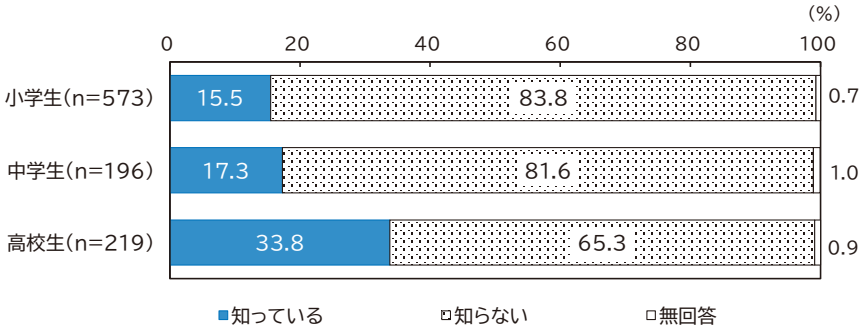

資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

指　標	数値目標		評価資料
「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」をよく知っている市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	8.4%	20%	
目標値の根拠	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の重要性と現状値の値を鑑み、周知に力を入れていくことを目標に設定		

2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶

「ＤＶ防止基本計画」

2-1 ＤＶ*等の防止に関わる意識の啓発

◎ 現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）とは、配偶者等や恋人など親密な関係にある者、またはかつてそうした関係にあった者からふるわれる暴力を指します。

暴力の形態は幅広く、殴ったり蹴ったりするなど、直接物理的に力を行使する身体的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要したり避妊に協力しないなどの性的暴力、大声でどなったり、実家や友人との交流を制限したり、生活費を渡さなかったり、何を言っても無視したりするなどの精神的暴力などがあげられます。また、複合的に暴力被害が起こることもあります。

配偶者等からの暴力は家庭内において行われるため、外部からは見えにくく潜在化しやすいという問題があります。また、加害者、被害者ともにその行為がＤＶであると認識していないケースも少なくありません。男女の力の差や社会的、経済的な格差等を背景に、男性よりも女性の方に被害者が多い傾向がありますが、近年では男性の被害者も増えつつあります。市民意識調査によると、「何を言っても無視され続けたことがある」という被害は女性よりも男性の方が回答率が高いという結果が出ていました。

ＤＶは性別にかかわらず許されない犯罪であるという認識や必要な時には助けを求められる手段があること等を周知すると同時に、お互いの人権や生き方を尊重するという意識啓発を推進する必要があります。

図表　配偶者等から暴力を受けた経験

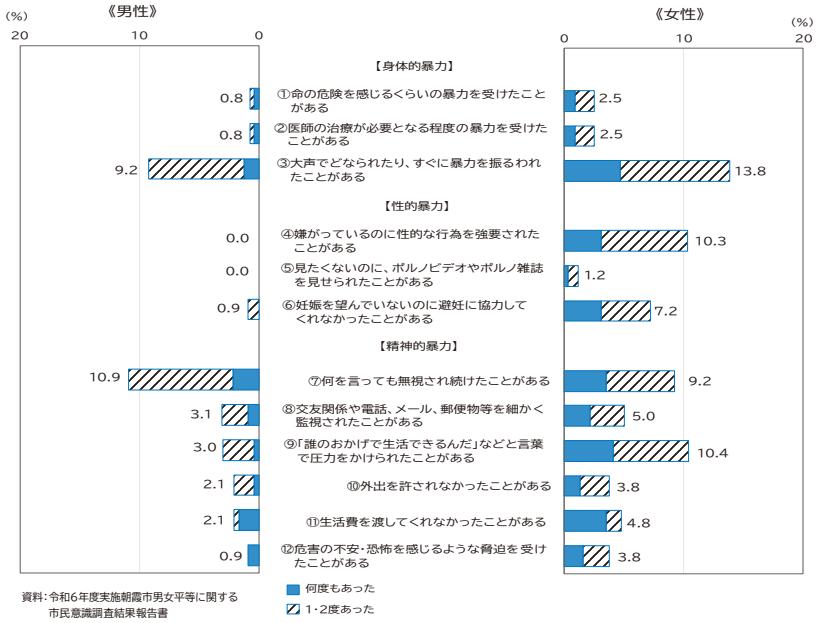

資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○お互いの人権や生き方を尊重し合い、自分も大切にする教育を推進する

一人ひとりがお互いの人権や生き方を認め合い、自分も大切にする教育を、地域や学校、職場などにおいて推進します。

また、女性に対する暴力をなくす運動*により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

○異性間やパートナーによる暴力が人権侵害であることの意識を浸透させ、暴力のない社会を実現する

家庭や学校において、デートＤＶ*の予防啓発、配偶者やパートナー等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント*などの防止に関する情報提供や学習機会を充実します。

図表　暴力を受けた時の相談の有無

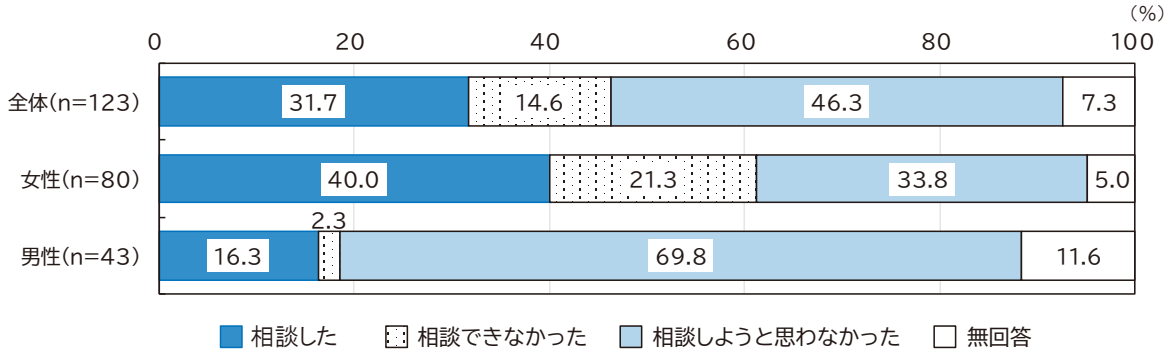

資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指　標	数値目標		評価資料
ＤＶ*の被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	31.7%	50%	
目標値の根拠	支援対象者が相談につながりやすい環境の整備に努めることを目標に設定		

2-2 ＤＶ*被害者等の相談体制の充実

◎ 現状と課題

配偶者やパートナー等から暴力を受けた時の相談窓口は、被害者をＤＶ等の加害者から保護し、安全な居場所の確保や自立支援等を行う入り口となります。そのためには、様々な相談窓口が広く周知されていることが重要です。

市民意識調査によると、ＤＶを受けた時に相談した割合は令和元（2019）年度調査時よりは高くなっているものの、男女ともに半数以下にとどまっています。特に、男性は女性と比べて相談した割合が非常に低くなっています。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」などの回答率が女性よりも高く、男性は自身のＤＶ被害を過小評価する傾向がみられます。

性別にとらわれず、ＤＶ被害者等が相談窓口を利用できるようにするために、ＤＶに関する認識を社会全体で深められるような意識啓発、相談窓口の周知、支援を行う関係機関について広く知ってもらえるような取組が必要といえます。

さらに、多様化する相談内容に対応するために、相談員のたえまない能力向上も重要です。

図表　ＤＶを受けた時の相談の有無

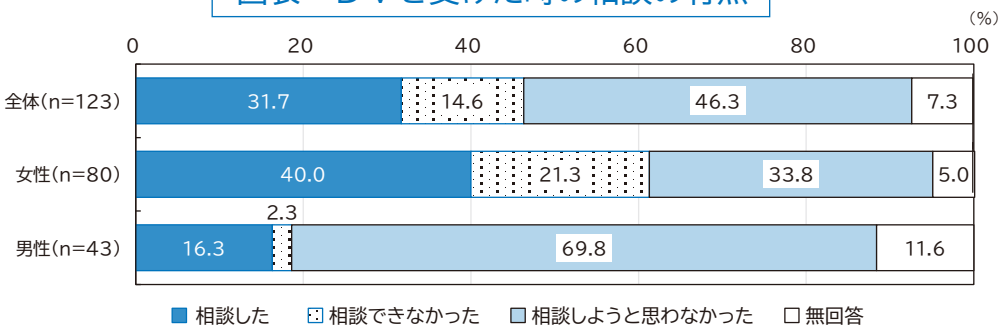

資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表　市のＤＶ相談を知っている市民の割合

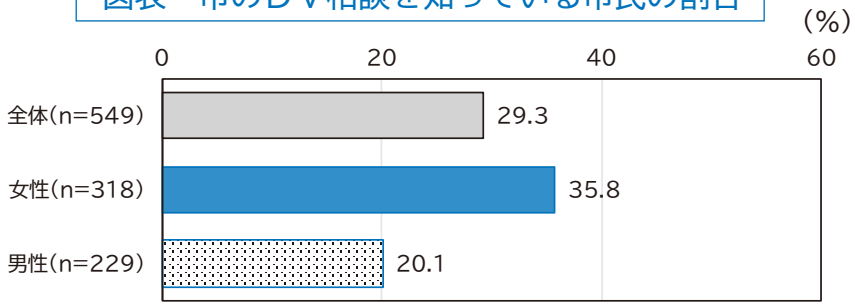

資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○誰もが安心して利用できる相談先となるよう相談体制を充実させる

ＤＶ*相談について広く周知して市民が安心して相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談内容に対応できるよう、国や県が開催する研修会に参加するなど、相談員の資質向上を図り、相談体制を充実します。

また、市の相談窓口はもとより、そのほかの様々な相談窓口に関する情報を積極的に発信し、より多くのＤＶ被害者が必要とする相談を受けられるよう促します。

図表　暴力を受けても相談しなかった（できなかった）理由

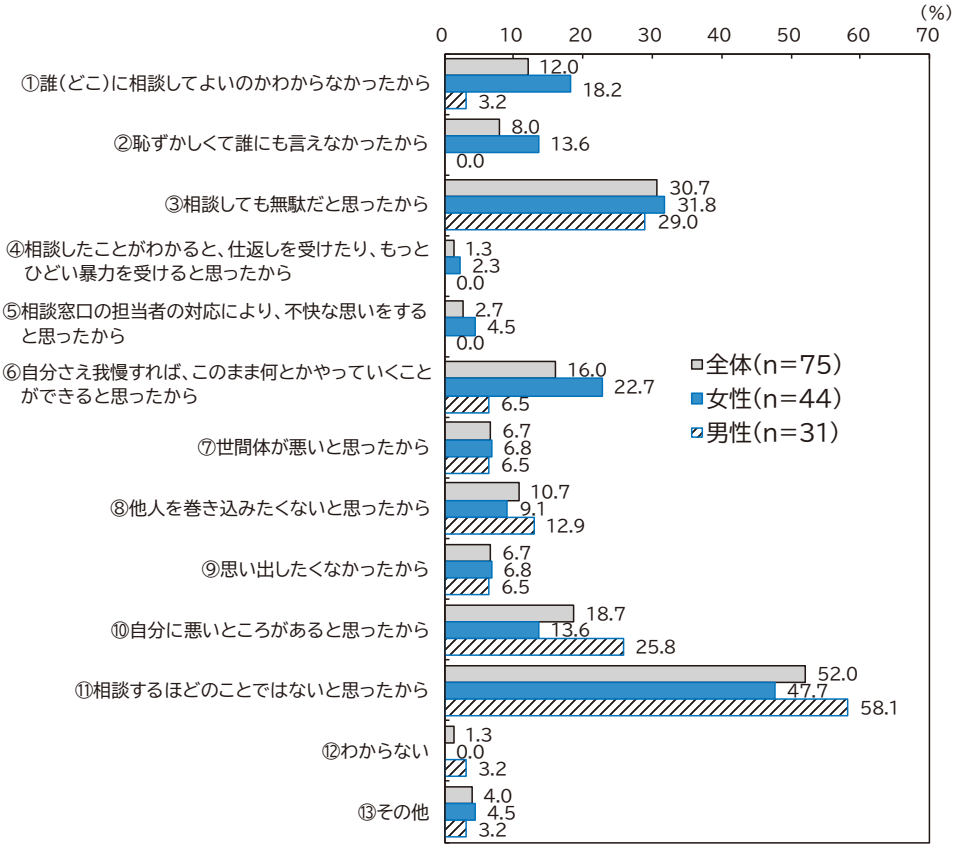

資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指　標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
市のＤＶ相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	29.3%	70%	市民意識調査
目標値の根拠	安心して相談できる場所の存在を周知し、当初値の約２倍以上を目標に設定		

2-3 関係機関等との連携強化

◎ 現状と課題

あらゆる暴力は犯罪であるという認識の下、ＤＶ*被害者等の保護や自立支援に向けた体制を整えることが重要です。

ＤＶ被害者等は多くの場合、複合的な問題を抱えています。中でも、児童虐待も起きている割合は 66.5%（令和 3（2021）年度・内閣府男女共同参画局調べ）にものぼります。また、経済的な制約を受けているＤＶ被害者等も多いことから、安全な住居の確保や就労に関する支援等を必要とすることもあります。こうしたことから、庁内の各課はもとより、様々な関係機関と連携して支援にあたることが必要不可欠となります。

さらに、令和 6（2024）年 4 月からは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」が施行されています。配偶者やパートナー等からの暴力だけではなく、生活困窮や性犯罪・性暴力被害、家族関係破綻など多様かつ複合的な問題に悩まされている女性への支援においても、様々な関係機関と連携することがこれまで以上に必要とされています。

図表　ＤＶ被害における児童虐待の併発状況

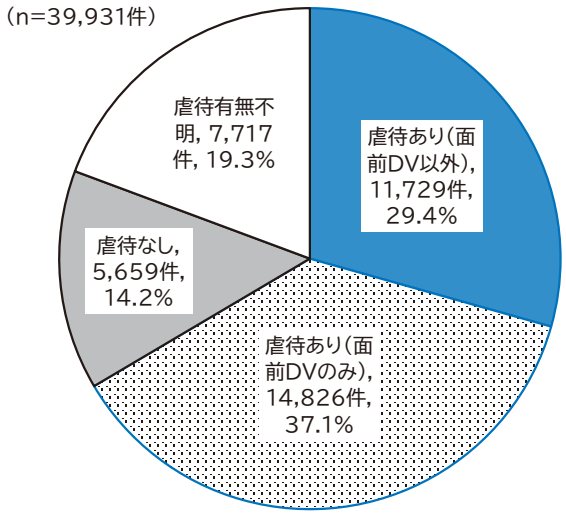

※配偶者暴力相談支援センターへの相談内容をもとに、
都道府県から報告された件数を整理。

資料：令和3（2021）年度・内閣府男女共同参画局調べ

◎ 主な施策

○ＤＶ*対策等関係機関による連携を強化し、ＤＶ等被害者支援の充実を図る

ＤＶ被害者等及び困難な問題を抱える女性に対する相談・助言・保護・自立支援に関する情報提供等を迅速かつ丁寧に行うため、関係機関によるネットワーク機能をより強化し、支援内容の充実を図ります。

図表　ＤＶ対策等関係機関ネットワーク

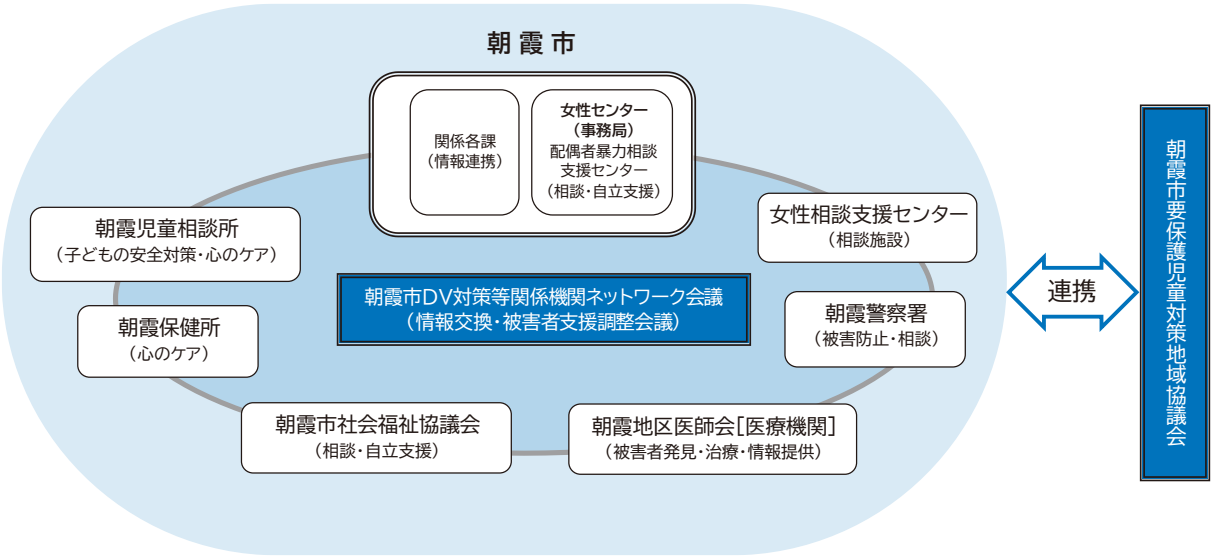

※朝霞市ＤＶ対策等関係機関ネットワーク会議*の構成機関は朝霞市要保護児童対策地域協議会と重複する関係機関があります。

指　標	数値目標		評価資料
ＤＶ対策等関係機関ネットワーク会議の実施回数	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等推進年次報告書
	１回	適切な運営	
目標値の根拠	支援対象者への迅速かつ適切な支援を実施するために、関係機関が緊密な連携協力を行うことを目標に設定		

3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

「困難女性支援基本計画」

3-1 若年女性が安心して暮らせるための支援

◎ 現状と課題

小学生・中学生・高校生意識調査によると、男性よりも女性の方が周囲からの性別による固定的な役割を押し付けられる割合が高い傾向がうかがえます。それによって将来の進路選択が狭まったり、家庭内のきょうだい格差、自己肯定感の低下等を引き起こし、若年女性の孤立化や経済的自立の阻害等につながる恐れがあります。

様々な要因から困難な状況を抱えている若年女性を支援するためには、民間団体を含む居場所づくり、育児・介護支援を含む福祉に関する支援、経済的支援、暴力や犯罪からの保護等、多面的な支援が必要となります。

必要な支援を着実に推進するためには、入口となる相談窓口の周知が必要不可欠です。小学生･中学生･高校生意識調査から､こども･若者向けの相談窓口の認知度をみると､「さわやか相談室」のように中学生の８割以上に知られている窓口もありますが、高校生は「どれも知らない」という生徒が３割以上にのぼっています。

こどもの頃の悩みや問題を解決できないまま、成長後さらに深刻な問題を抱えてしまう人は少なくありません。若年女性への相談窓口の周知方法を工夫すると同時に、困難な問題を抱えていても助けを求められない人を相談につなげる取組も重要といえます。

図表　相談窓口の認知度（小学生・中学生・高校生／女子）

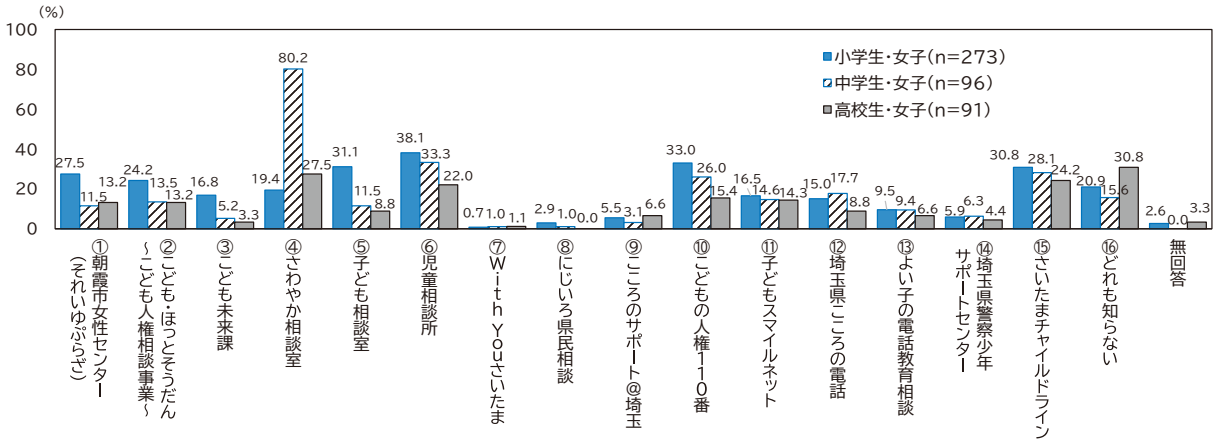

資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生･中学生･高校生意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○困難な問題を抱える若年女性への相談支援の強化・充実を図る

困難な問題を抱える時は相談できる窓口があるという認識を定着させるために、若い世代に対して学校等を通じた相談窓口の周知を積極的に行います。

また、若年女性に向けて、女性総合相談*をはじめとする各種相談によって生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、安心できる生活基盤を確保できるよう支援します。

図表　小学生・中学生・高校生の女子の悩みや心配事の相談先

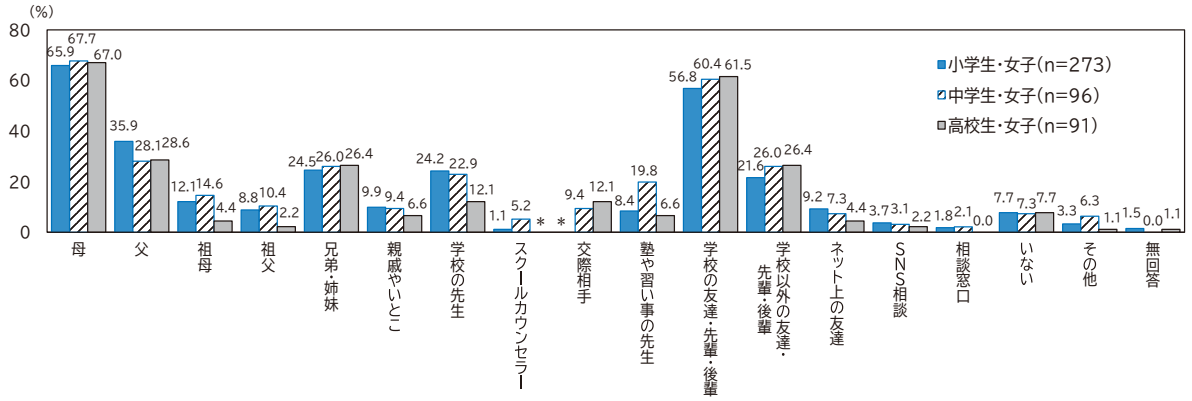

＊…当該項目が選択肢にない

資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

指　標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
悩みや心配事がある時に相談できる相手が「いない」とする女子の割合	小学生 7.7% 中学生 7.3% 高校生 7.7%	0%	小学生・中学生・高校生意識調査
目標値の根拠	悩みを抱えた人が孤立することなく、相談につながりやすい環境の整備に努めることを目標に設定		

3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備

◎ 現状と課題

女性は、社会的・経済的な面において男性との間に格差があったり、社会全般に性別による固定的な役割分業意識*が残っていたりすることなどから、貧困や地域社会からの孤立、安全な生活環境からの阻害など、様々な生活上の困難に直面している人がいます。中には複合的な問題に悩まされている人もいます。本市においてもＤＶ*相談に寄せられる内容はＤＶに関する相談のみならず、多岐にわたります。

令和 2（2020）年に始まった新型コロナウィルス感染症流行をきっかけに、これまで見過ごされてきた困難な状況に苦しむ女性の存在が顕在化しました。その後、令和 4（2022）年 5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」が成立し、経済的困窮や家庭内暴力、性暴力、精神疾患等複合的な問題を抱える女性を支援するための国や地方公共団体の責務が示されました。

市としては、困難な問題を抱える女性に寄り添える相談窓口を広く周知し、時には支援を必要とする女性に積極的にアプローチする必要があります。また、複合的な問題に対応し、多様なニーズに応えられるように、埼玉県や関係機関、民間団体等と緊密に連携することが求められます。

図表　女性総合相談*を知っている市民の割合

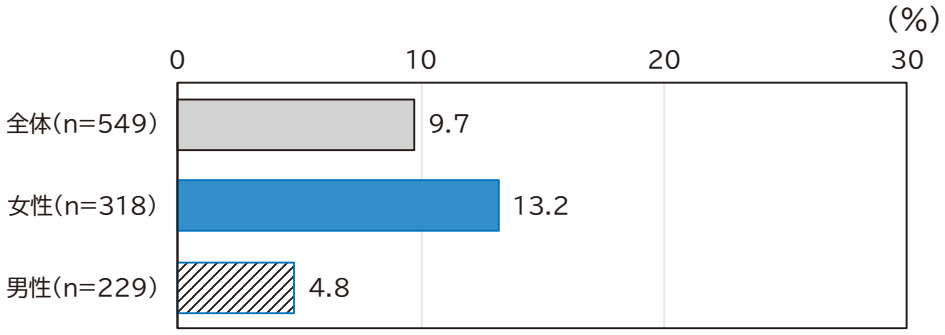

資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○アウトリーチ*などにより早期に把握する

地域において困難な問題を抱える女性をいち早く見つけるために、民生委員・児童委員など地域の様々な人材を活用し積極的な働きかけを推進します。

また、そのほかにも多くの市民に接する機会のあるスクールカウンセラーや保健師等が所属する部署と連携し、困難な問題を抱える女性が相談につながるよう支援を行います。

○関係機関や民間団体等と連携・協働し多様なニーズに対応する

困難な問題を抱える女性からの相談内容は複雑化・多様化しており、孤独・孤立対策といった視点を含めた支援が必要であることから、埼玉県男女共同参画推進センターや庁内各部署などの関係機関や民間団体と連携・協働し支援を行います。

○女性相談支援員の資質を向上する

困難な問題を抱える女性に寄り添い、適切な支援につなげられる専門的な知識、経験を有する女性相談支援員を配置します。また、必要に応じて女性相談支援員の知識や技能の向上のため、研修の受講や関係機関等との協力関係構築への支援を行います。

指　標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
女性総合相談*を知っている市民の割合	9.7%	20%	市民意識調査
目標値の根拠	女性が安心して相談できる場所の存在を周知し、当初値の２倍以上を目標に設定		

4 女性のエンパワーメント*の推進

「女性活躍推進計画」

4-1 女性の就業生活における活躍の推進

◎ 現状と課題

令和元（2019）年度実施の市民意識調査結果と比較すると、女性の働き方（現実）については、結婚や出産を契機に家事や子育てに専念している割合は減少し、その後も様々な形で仕事を続けている割合が増加しています。

また、法制度の面では、育児・介護休業法の改正によって男性の育児休業取得が促進されたり、女性活躍推進法*の改正によって 101 人以上の企業では男女の賃金の差異や女性の管理職比率の公表が義務付けられたりするなど、女性の就業生活を取り巻く状況は年々変化しつつあります。

しかし、結婚、出産・育児などのライフイベントを理由とした女性の労働力率*の低下は緩和されてきたものの、仕事と家庭生活の両立についての課題は依然として残っています。市民意識調査で、働きたいと希望している女性に仕事に就く上で困っていることを質問したところ、求人募集における年齢や資格等の制限、勤務時間や給料、雇用時間等の条件が壁になっているという回答が多く寄せられました。女性が働きやすい環境の整備のためには、企業側の配慮が重要な役割を持っていることがうかがえます。

図表　女性の働き方（理想と現実／経年比較）

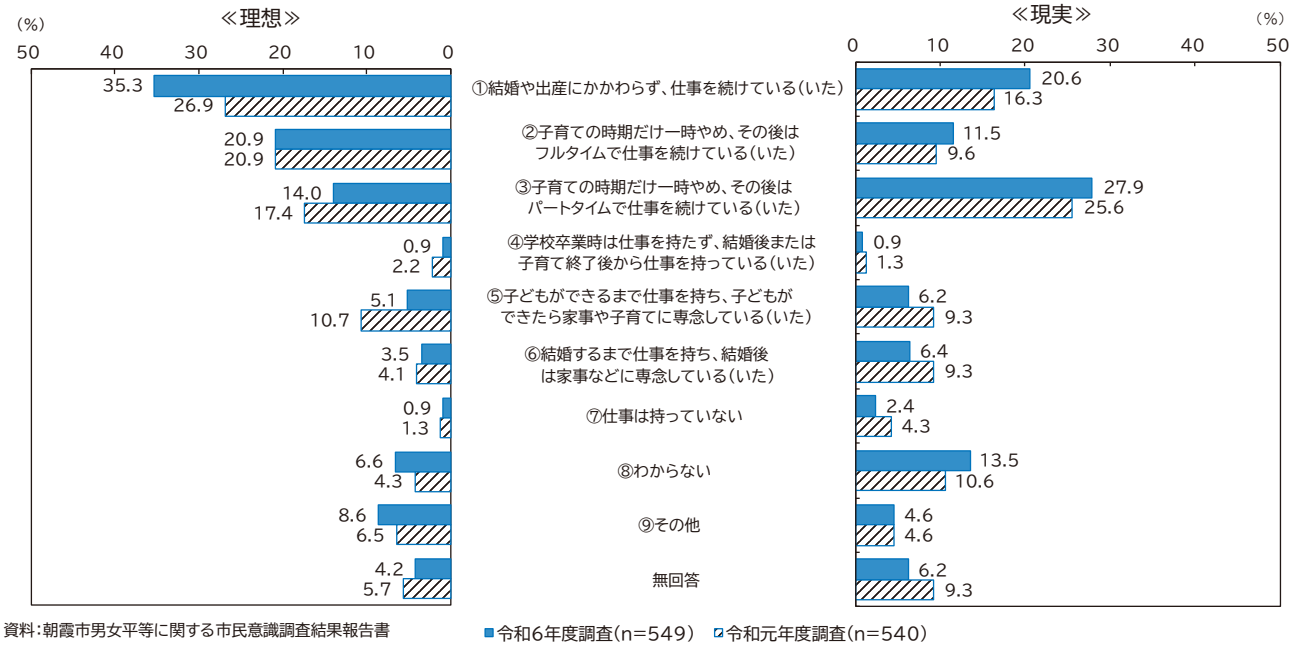

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○様々な就業形態における女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、市内事業所に対して「女性活躍推進法*」に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。

さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

図表　仕事に就く上で困っていること【上位５位】（女性／経年比較）

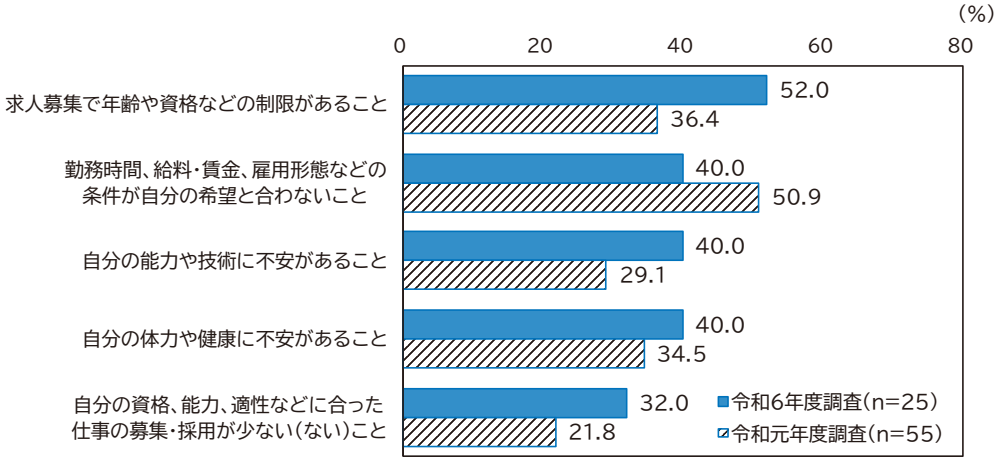

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指　標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
仕事に就く上で困っていることのうち、勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないことと回答する女性の割合	40.0%	10%	市民意識調査
目標値の根拠	働きたい・働き続けたい女性が、希望に応じた多様な働き方を実現できることを目標に設定		

4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援

◎ 現状と課題

女性は結婚や出産などライフステージの変化をきっかけに離職することが多いため、その働き方は多様です。再就職や起業、キャリアアップなど女性の新たなチャレンジを後押しするためには、能力開発の機会が十分に用意されていることや女性が活躍しやすい環境を整備することが重要な要素となります。本市では起業を目指す人向けに起業家育成相談や起業家育成セミナーを実施しており、どちらも年々利用者が増加しています。今後とも多くの人のニーズに応えるために、内容の充実と関係機関も含めた幅広い情報の提供が必要となります。

また、働く人や起業家同士のネットワーク構築を支援することや、ＮＰＯ*と協働して事業を推進することは、個人や団体のエンパワーメント*にもつながります。セミナーや講座、研修等の学びの機会を広く提供すると同時に、活動機会を充実する取組が必要とされます。

図表　起業家育成相談件数と起業家育成セミナー参加者数（経年比較）

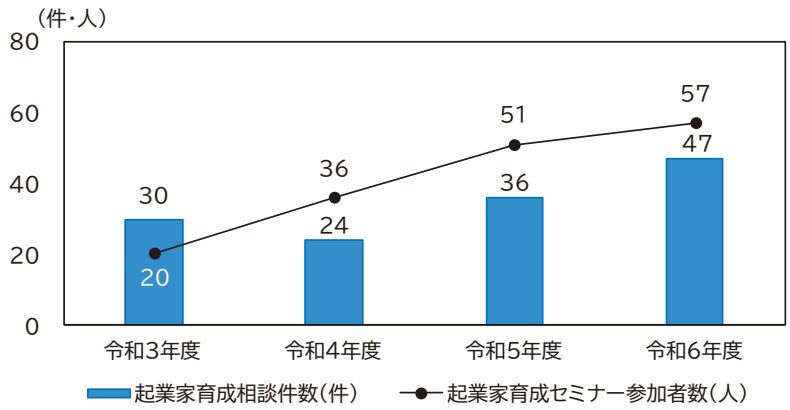

資料：朝霞市男女平等推進年次報告書

◎ 主な施策

○自己実現に向けた情報の提供や学習機会の充実を図る

男女平等社会の実現を目指すための関連図書等の情報を充実し、市民に向けて積極的な情報提供を推進します。また、能力開発を支援するための各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

図表　男性の育児休業の取得について（経年比較）

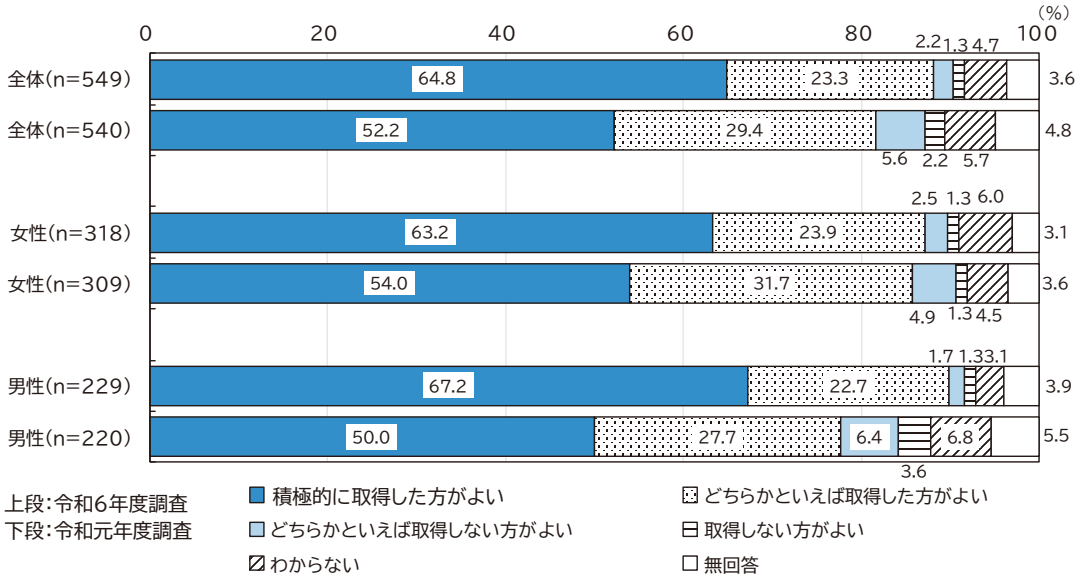

資料:朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指　標	数値目標		評価資料
育児休業制度を活用している男性従業員の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	事業所アンケート
	20.9%	50%	
目標値の根拠	女性が職業生活において、より活躍しやすい環境を整備するため、男性の育児休業の取得向上を目標に設定		

4-3 ワーク・ライフ・バランス*の推進

◎ 現状と課題

令和元（2019）年度の市民意識調査と比較すると、家庭生活で優先していることについての女性の回答は「仕事や自分の活動と家庭生活（家事･子育て･介護）を同時に重視」の割合が増加しており、ワーク・ライフ・バランスを実現している人が徐々に増えていることがうかがえます。

一方で、望むようなワーク・ライフ・バランスを実現できない人が依然として多い背景には、長時間労働の慣例化、仕事や家事・育児等における性別による固定的な役割分業意識*、育児・介護等を支える社会的な制度の不足、通勤時間の長さ等、社会全体に根強く残る様々な課題があげられます。

男女の労働者がワーク・ライフ・バランスをより実感できるように、市内事業所への働き方の見直しの呼びかけや男性が家事や育児・介護等にもっと関われるような支援、育児や介護を社会的に支えられるような取組の整備等が必要です。

図表　男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な条件（上位８位／経年比較）

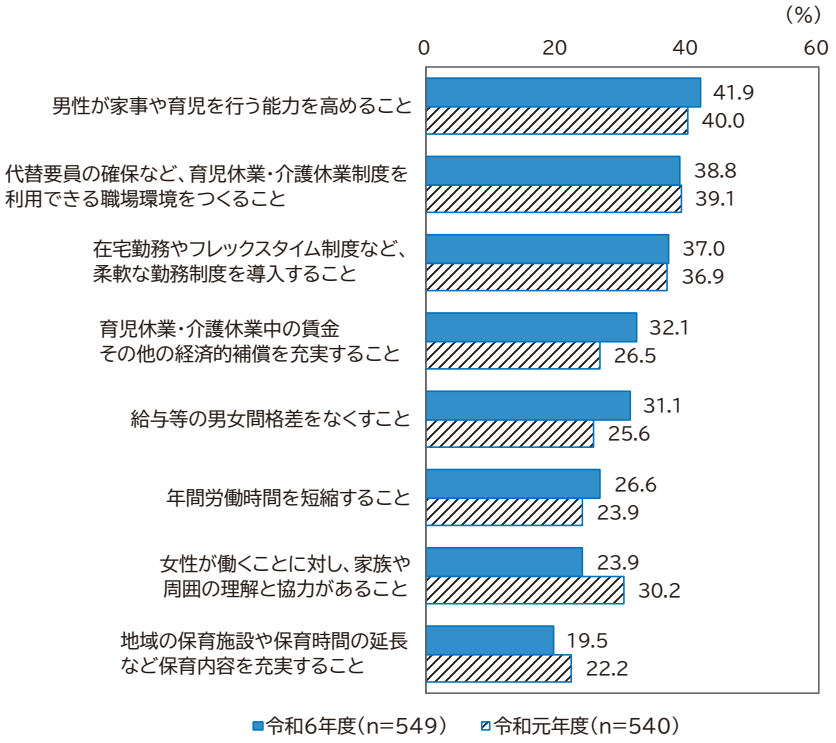

資料:朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた環境を整備する

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、各事業所に対して働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

図表　家庭生活で優先すること（現実 女性／経年比較）

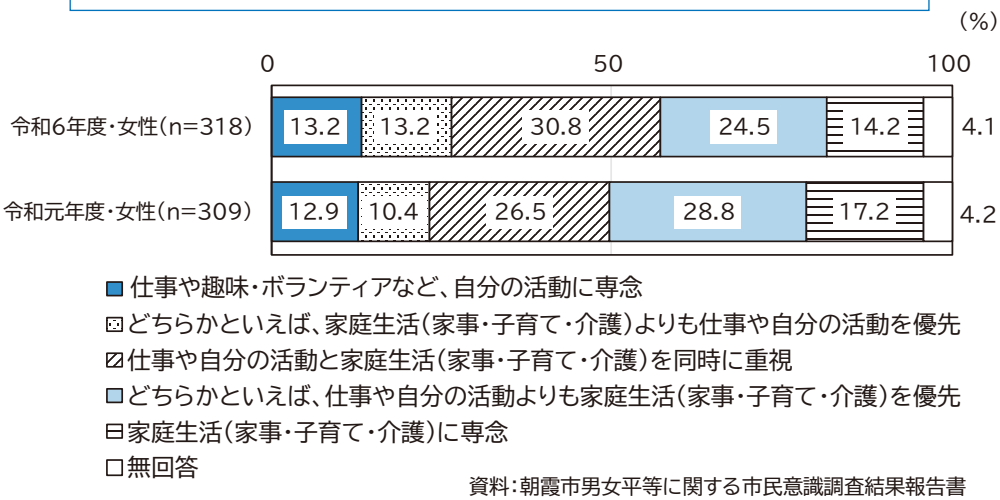

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指　標	数値目標		評価資料
仕事や自分の活動と家庭生活（家事・子育て・介護）を同時に重視と回答する女性の割合（現実）	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	30.8%	50%	
目標値の根拠	個人がワーク・ライフ・バランスを実現することで、仕事と家庭の両方において、豊かに過ごすことができることを目標に設定		

5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進

◎ 現状と課題

女性が政策や方針の立案や決定過程に参画することは、社会的、政治的、経済的に多くの意義があります。女性が意思決定に関わることによって、男性中心の体制下では見過ごされがちであった課題に光が当たることになり、政策や制度に包含されていた男女の不平等の是正につながることが期待されます。

政治の面においては、令和 3（2021）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*」が改正され、妊娠・出産・育児・介護等の家庭生活と議員活動の両立を支援する体制整備やハラスメント防止のための対策強化が義務付けられました。国、県の義務はもちろんのこと、市町村にも努力義務が位置付けられています。市民意識調査においても、市の政策に女性の意見を反映させるために必要なこととして「女性の議員を増やす」に最も多くの回答が集まるなど、市民の関心も高まっています。

庁内における男女平等の推進については、職員意識調査の結果からは男女が平等であると感じている職員が約半数いますが、業務によっては片方の性別にやや偏る傾向が見られます。また、管理職における男女の偏りも依然として残っています。

事業所についても、事業所アンケート結果から管理職や役員に女性が少ない実態がみられることから、経営上の意思決定過程に女性の登用を促進する必要があります。

図表　市の政策に女性の意見を反映するために必要なこと（経年比較）

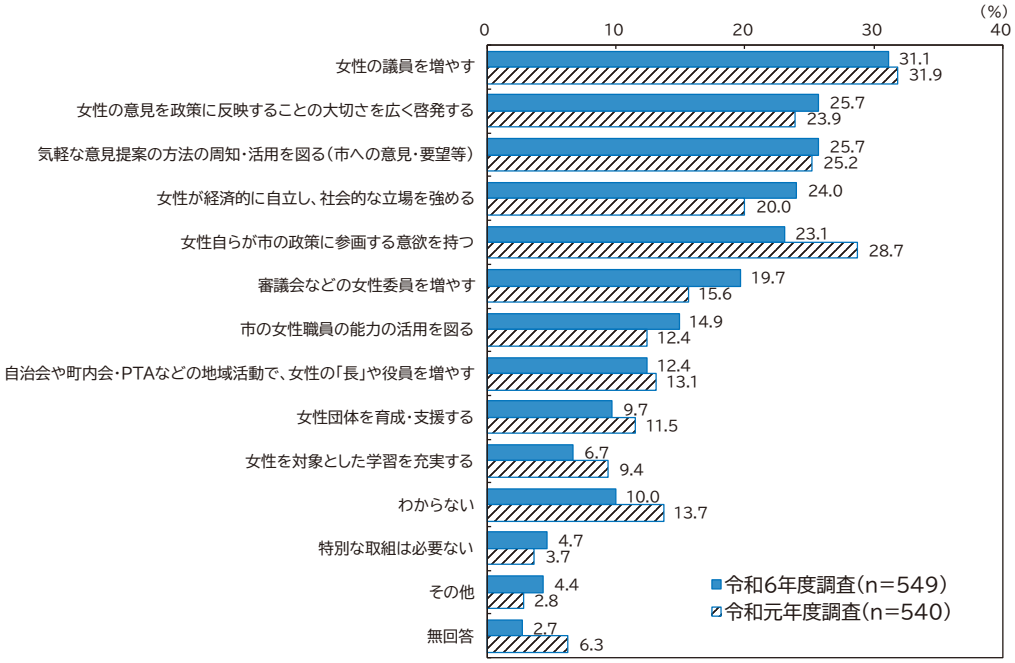

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○市政における男女共同参画の取組を推進する

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、市の審議会等の市政の政策決定過程により多くの女性が参画できるように、女性人材の登用を促進します。

○庁内における男女共同参画の取組を推進する

「朝霞市庁内男女平等推進指針*」及び「朝霞市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の職域拡大、キャリア形成支援、登用拡大、ハラスメント防止対策など働きやすい職場環境の整備、性別に関わらず家庭生活との両立を実現できる体制づくりを推進します。

○職場における格差を是正し、男女共同参画を推進する

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。

また、市民、労働者、事業所に対して、「男女雇用機会均等法*」、「労働基準法」などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差に関する周知啓発を行います。

また、出産・育児、介護等に関わらず、男女の労働者が就業を継続できるような仕組みを整備し、女性の管理職の割合が増加するよう、積極的な情報提供と支援を推進します。

ポジティブ・アクション*

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）として、次の指標を設定しています。

指　標	数値目標		評価資料
市職員の女性管理監督職員の割合　※1	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等推進年次報告書
	21.2%	25%	
女性委員登用率が30%以上となっている市の審議会等の割合　※2	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等推進年次報告書
	53.2%	70%	
目標値の根拠	※1　朝霞市特定事業主行動計画に設定されている「管理監督者に占める女性職員の割合に関する目標数値」を参考として設定 ※2　現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員の意見が反映されやすくなるよう、30%以上となることをめざして設定		

5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

◎ 現状と課題

市民意識調査によると、地域活動についてはこの１年間いずれの活動にも参加しなかったという人が全体で 61.7%を占めており、地域コミュニティのつながりの希薄化が浮き彫りになっています。また、男性は約７割が地域活動に不参加で女性との差が際立っています。しかし、埼玉県の「男女共同参画に関する年次報告」によると、本市の自治会長や町内会長に占める女性の割合は13.4%（令和6(2024)年7月1日現在）で、自治会長・町内会長の大半を男性が担っています。今後は少子化、高齢化がさらに進むことから地域コミュニティによる支え合いはより一層重要な意味を持つようになっていきます。地域活動や地域づくりのプロセスに男女が共に参画し、これまで以上に女性の意見を反映していけるように、誰もが参加できるような仕組みづくりと、性別にこだわらず共に責任を分かち合える意識啓発が必要といえます。

また、近年、市民の関心が高まっている防災活動においても地域コミュニティは重要な役割を持っています。内閣府が令和 2（2020）年に公表した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」においては、女性は防災・復興の主体的な担い手であり、男女のニーズの違いに配慮して、防災から復興までの各過程に女性の視点を取り入れることをうたっています。今後、防災活動のあらゆるプロセスに女性の参画を増やしていくことが重要な課題といえます。

図表　地域活動への参加状況

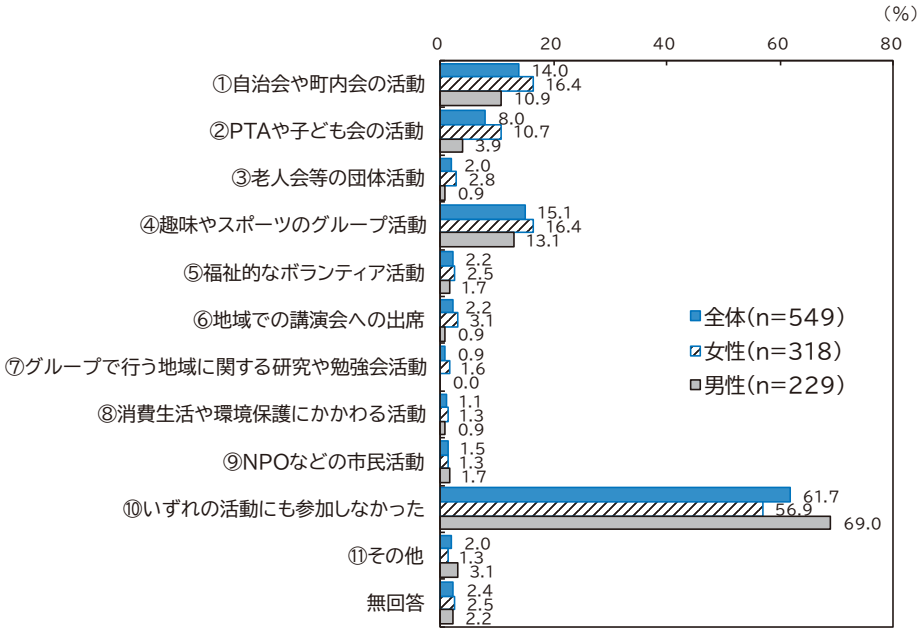

資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○地域活動への参画を促進する

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

○防災及び防犯における男女共同参画を推進する

「地域防災計画」に基づき、災害対策全般（発生時、復旧・復興期）において男女共同参画で取り組む体制を整備するため、女性の防災リーダーの育成や様々な立場の人々に配慮する意識啓発を推進します。

さらに、地域防犯活動への女性の参画を促すため、積極的な情報提供や自治会等への呼びかけを行います。

図表　町内会長・自治会長に占める女性の割合

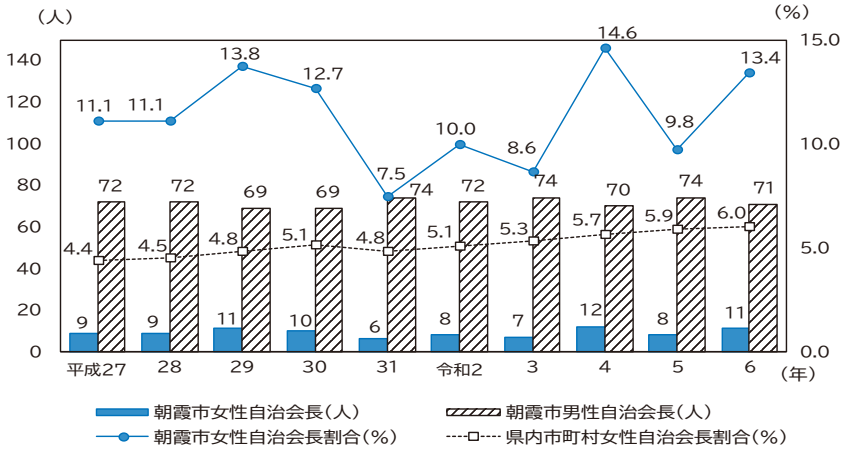

（各年7月1日現在）　　資料：男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）

指　標	数値目標		評価資料
	当初値（R7）	目標値（R17）	
地域社会活動に参加している市民の割合	38.3%	45%	市民意識調査
目標値の根拠	男女がともに地域・社会活動に取り組む環境づくりを目標に設定。 ※評価に用いる数値は100%から「いずれの活動にも参加しなかった」を差し引いた割合		

6 多様な生き方の尊重と理解促進

6-1 ＳＯＧＩＥ*（性的指向・性自認・性表現）等に配慮した啓発の推進

◎ 現状と課題

ＳＯＧＩＥとは、性的指向や性自認、性表現を表す言葉です。この言葉が持つ意義は、性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ*等）を他人事として捉えるのではなく、すべての人がそれぞれの性的指向・性自認・性表現を持っていると認識し、自分事として理解することにあります。令和元（2019）年度実施の市民意識調査では、この言葉も意味も理解していないと回答した人は 42.6%でしたが、令和 6（2024）年度調査時には 56.8%に増加するなど、関心が薄れている状況がうかがえます。性の多様性について理解を促進するためにも、ＳＯＧＩＥについて周知を図ることが必要です。

また、本市では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられることを目的として、令和 5（2023）年から「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度*」を開始しました。同制度については、市民意識調査でも「知らない」と回答する人が約７割以上いるなど、さらなる周知が必要といえます。ほかにも、性的マイノリティの人が不安や不便を感じることがないよう、市の施策のあり方や環境整備等について考えていく必要があります。

図表　性的マイノリティ（LGBTQ 等）の人たちにとって生活しづらいと思われる理由

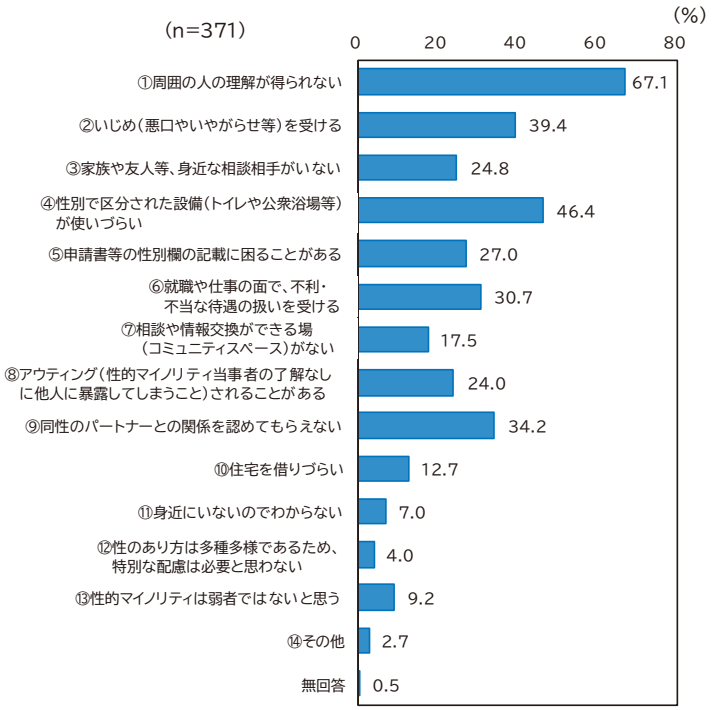

資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○多様な性のあり方についての理解促進と周知啓発を行う

啓発用リーフレットや広報あさか、市公式ホームページ等を通じて、あらゆる世代に対して、多様な性のあり方についての意識啓発を推進します。

また、セミナーや講座、パネル展等を開催して、多様な性のあり方に関する市民の理解を深めます。

○学校教育において多様な性に関する理解を促進する

生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、一人ひとりに寄り添った対応に努めます。また、多様な性についての知識と一人ひとりの性的指向や性自認、性表現を尊重する意識を養う教育を推進します。

○市の施策における性的マイノリティの当事者の権利尊重に向けた検討を行う

性的マイノリティの人々の権利が尊重され、市民一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるように、市の施策や行政事務等の内容について、改善に向けて方策を検討します。

また、朝霞市パートナーシップ･ファミリーシップ制度*の周知と普及を目指します。

図表　SOGIE*（性的指向および性自認・性表現）という言葉の理解度（経年比較）

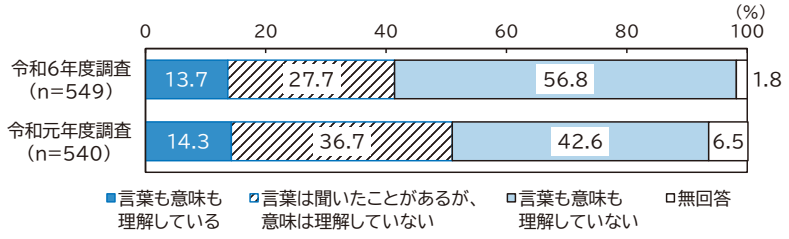

※令和元年度調査では「SOGI」という言葉の理解度

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指　標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
ＳＯＧＩＥ（性的指向・性自認・性表現）という言葉を正しく理解している市民の割合	13.7%	20%	市民意識調査
目標値の根拠	現状値を踏まえ、「SOGIE」という言葉を正しく理解している市民の割合が5人に1人、20%以上となることをめざして設定		

第４章　計画の推進

１　市、市民、事業者の役割分担と連携・協働

２　総合的な推進体制

３　進行管理

４　指標･目標値一覧表

1 市、市民、事業者の役割分担と連携・協働

朝霞市男女平等推進条例には、男女平等社会実現のために、市、市民、事業者がなすべき責務が明記されています。本計画の推進においても、市、市民、事業者それぞれが次のような役割を担い、なおかつお互いに連携・協働しながら計画の推進にあたることとします。

1 市の役割

○市の主要な政策として男女平等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとします。

○市民一人ひとりが性別等の違いにとらわれることなく、その意欲と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できるような意識啓発及び社会環境の整備に努めます。

○市役所から率先してジェンダー*平等意識の向上を促し、性別に関わらず誰もが平等な職場環境を目指します。また、女性の職員が力を十分に発揮できるための職場環境の充実とワーク・ライフ・バランス*を積極的に推進します。

－「朝霞市庁内男女平等推進指針*」の推進

－「朝霞市特定事業主行動計画」の推進

○市民意識調査や事業所アンケート等の各種調査を定期的に実施し、男女平等推進に関する市民の意識や市内事業所の実態把握に努めます。

○国、県及び他の市町村と十分な連携を図ります。また、男女平等に関する施策の効果的な推進や市民等のエンパワーメント*のために、市民や事業者等と積極的に協働するものとします。

2 市民の役割

○市民一人ひとりが性別による固定的な役割分業意識*を見直し、お互いの人権を尊重し、家庭生活や職場、学校、地域活動等において共に参画し、責任を分かち合います。

○市民は、市が行う男女平等の推進に関する施策に積極的に協力し、本計画の円滑な推進に寄与するものとします。

○一人ひとりの多様な生き方を理解し、尊重するように努めます。また、家庭生活や職場、学校、地域活動等の様々な場面におけるハラスメント行為の根絶に努めます。

3 事業者の役割

○事業者は、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するよう努めます。

○労働者が、職業生活と家庭生活その他の生活とを両立して行うことができる多様な就業形態に配慮した就業環境の改善に努めます。

○事業者は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めます。

2 総合的な推進体制

めざす姿「男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、市民や各関連機関との連携のもとに本計画を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

本市は、次のような体制のもと、本計画の着実な推進を図ります。

1 朝霞市女性センター（それいゆぷらざ）*

男女平等社会の実現に向けて総合的に施策を推進する拠点施設として位置付け、その機能やあり方については市民のニーズや社会情勢などをふまえ、適宜検討を行います。

男女平等に関する情報収集・提供、相談、学習機会の提供等の各種事業を行うとともに、市民や事業所等への支援に取り組むなど男女平等の推進に努めていきます。

なお、総務部人権庶務課は男女平等に関する施策を推進するとともに、女性センター（それいゆぷらざ）の運営及び下記の各種会議の事務局としての機能を担当します。

2 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議

幅広い分野にわたる男女平等の推進に向け、庁内関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行います。

3 朝霞市男女平等推進審議会*

男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議します。また審議した結果や、計画の進捗状況の評価等の意見を施策に反映します。

4 朝霞市ＤＶ対策等関係機関ネットワーク会議*

ＤＶ*等の防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策及び困難な問題を抱える女性への支援について、関係する機関が連携し、総合的に推進します。

5 朝霞市男女平等苦情処理委員*

男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いを受けた方からの申出を適切かつ迅速に処理するために設置しています。

3 進行管理

1 進捗状況の把握と事業評価［毎年度］

○各担当課において事業の進捗状況を把握し、内部評価を行います。

○朝霞市男女平等推進条例（以下、条例という）第 11 条に基づき、朝霞市男女平等推進審議会*の意見を聴いた上で、市の事業を評価します。

2 年次報告書の作成と公表［毎年度］

○条例第 14 条に基づき、市は男女平等の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、公表します。

3 調査研究と計画の見直し［５年毎もしくは必要に応じて］

○条例第 12 条に基づき、市民意識調査や事業所アンケートをはじめとする各種調査を実施して、男女平等施策推進のための現況と課題を把握します。

○基本計画における指標の数値目標の達成状況を把握します。

○施策の推進状況や数値目標の達成度、男女平等社会実現に向けての現況と課題を踏まえて、施策の内容を見直し、指標（数値目標）をあらためて設定し、次期計画を策定します。

4 指標・目標値一覧表

基本施策	施策の方向	指標	当初値（R7）	目標値（R17）	評価資料
1 ジェンダー*平等の推進	1－1 男女平等の意識の啓発	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	10.9%	20%	市民意識調査
	1－2 家庭・地域・学校における男女平等の推進	1週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間（家事・育児など）が「全くない」とする男性の割合	18.3%	5%	市民意識調査
	1－3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」をよく知っている市民の割合	8.4%	20%	市民意識調査
2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶	2－1 ＤＶ*等の防止に関わる意識の啓発	ＤＶの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	31.7%	50%	市民意識調査
	2－2 ＤＶ被害者等の相談体制の充実	市のＤＶ相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	29.3%	70%	市民意識調査
	2－3 関係機関等との連携強化	ＤＶ対策等関係機関ネットワーク会議*の実施回数	1回	適切な運営	朝霞市男女平等推進年次報告書
3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実	3－1 若年女性が安心して暮らせるための支援	悩みや心配事がある時に相談できる相手が「いない」とする女子の割合	小学生7.7% 中学生7.3% 高校生7.7%	0%	小学生・中学生・高校生意識調査
	3－2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備	女性総合相談*を知っている市民の割合	9.7%	20%	市民意識調査
4 女性のエンパワーメント*の推進	4－1 女性の就業生活における活躍の推進	仕事に就く上で困っていることのうち、勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないことと回答する女性の割合	40.0%	10%	市民意識調査
	4－2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援	育児休業制度を活用している男性従業員の割合	20.9%	50%	事業所アンケート
	4－3 ワーク・ライフ・バランス*の推進	仕事や自分の活動と家庭生活（家事・子育て・介護）を同時に重視と回答する女性の割合（現実）	30.8%	50%	市民意識調査
5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	5－1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進	市職員の女性管理監督職員の割合	21.2%	25%	朝霞市男女平等推進年次報告書
		女性委員登用率が30%以上となっている市の審議会等の割合	53.2%	70%	朝霞市男女平等推進年次報告書
	5－2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	地域社会活動に参加している市民の割合	38.3%	45%	市民意識調査
6 多様な生き方の尊重と理解促進	6－1 ＳＯＧＩＥ*（性的指向・性自認・性表現）等に配慮した啓発の推進	ＳＯＧＩＥ（性的指向・性自認・性表現）という言葉を正しく理解している市民の割合	13.7%	20%	市民意識調査

コラム

「“困っていることは特にない”が7割 – 声なき声に耳をすます」

「困っていること、悩んでいることはありますか」と聞かれたとき、多くの人が「特にない」と答えるのは珍しいことではありません。朝霞市の市民意識調査では、「困っていること、悩んでいること」について「特にない」が 68.9% と、約 7 割を占めました（出典：令和 6 年度実施 朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書）。この数字は、暮らしが安定している人が多い、という明るい見方もできます。ただ一方で、相談の現場に目を向けると、「特にない」は必ずしも「困りごとが存在しない」と同じ意味ではありません。困りごとは、はっきり言葉にできないまま続くことがありますし、「これくらいで相談していいのだろうか」「説明が難しい」「迷惑をかけたくない」といった気持ちから、表に出にくいこともあります。実際、同じ設問の中には少数ながら、「生活に必要なお金に困ることがある」6.9%、「身近な人からの心ない言動で心を傷つけられている」5.6% といった回答も見られます。割合としては少なく見えても、放っておくと生活や心身の不調につながりやすい大切なサインです（出典： 令和 6 年度実施 朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書）。

朝霞市は、令和 8(2026) 年度からの「第 3 次朝霞市男女平等推進行動計画」で、DV 等への対応や、困難な問題を抱える女性への支援体制の充実など、安心して暮らせる環境づくりを進める方針を示しています。相談窓口は「深刻になってから行く場所」だけでなく、「うまく言えないけれど気になる」「どこに聞けばよいか分からない」という段階でも、気軽につながれる“入口”であることが大切です。

「特にない」が多いことは安心材料である一方、困り事を抱えている人が見えにくくなっている可能性も考えられます。必要なときに、ためらわず相談できる。そんな地域の“安全網”を整えていくことが、日々の暮らしの安心につながっていくのではないでしょうか。

© むさしのフロントあさか

資料編

1　計画策定の経過

2　朝霞市男女平等推進審議会委員名簿

3　法令

●男女共同参画社会基本法
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
●埼玉県男女共同参画推進条例
●朝霞市男女平等推進条例

4　男女共同参画関連年表

5　用語解説

1　計画策定の経過

年度	月	経過
令和5 （2023） 年度	R6. 1月	第3回男女平等推進審議会（1/31） ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について
	3月	第2回男女平等推進庁内連絡会議幹事会（3/21） ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について 第4回男女平等推進審議会（3/22） ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について 第2回男女平等推進庁内連絡会議（3/26） ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について
令和6 （2024） 年度	7月	第2回男女平等推進庁内連絡会議（7/11） ・朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査の内容について ・朝霞市平等に関する職員意識調査の実施について 第2回男女平等推進審議会（7/25） ・朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査の内容について
	8月 9月 10月	職員意識調査実施（8/2～8/16） 男女平等に関する市民意識調査実施（8/23～9/20） 事業所アンケート実施（8/23～10/4） 小学生・中学生・高校生意識調査実施（9/18～10/2）
	R7. 2月	第4回男女平等推進庁内連絡会議（2/19） ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた事業所アンケートの結果について ・男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査の結果について 第4回男女平等推進審議会（2/21） ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた事業所アンケートの結果について ・男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査の結果について
令和7 （2025） 年度	5月	第1回男女平等推進庁内連絡会議（5/16） ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査の結果について 第1回男女平等推進審議会（5/23） ・諮問 ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査の結果について
	7月	こどもモニター実施（7/11～7/25） 男女平等に関する市民意識調査結果報告書、事業所アンケート結果報告書、小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書の発行
	8月	第2回男女平等推進庁内連絡会議（8/15） ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画骨子案について 第2回男女平等推進審議会（8/20） ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画骨子案について
	10月 11月	第3回男女平等推進庁内連絡会議（10/2） ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画素案について 第3回男女平等推進審議会（10/3） ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画素案について オープンハウス形式による市民意見交換会実施（10/12、10/15） 市民コメント実施（10/21～11/19） 職員コメント実施（10/21～11/19）

年度	月	経過
	12月	第4回男女平等推進庁内連絡会議(12/10)【書面会議】 ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画(案)について 第4回男女平等推進審議会(12/11) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画(案)について 男女平等推進審議会答申(12/17)
	1月	政策調整会議(1/6、1/26)
	2月	庁議(2/10) 第5回男女平等推進審議会(2/24) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定について ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画(案)について
	3月	「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」策定

2　朝霞市男女平等推進審議会委員名簿

令和5(2023)年7月15日～令和9(2027)年7月14日　　(順不同・敬称略)

選出区分	委員氏名	任期	職	備考
男女平等の推進に関する活動を行っている者	小島真知子	R5.7.15～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員	朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員
	星名　弘恵	R5.7.15～R7.7.14	委員	朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)登録団体
	片山　弥生	R7.7.15～R9.7.14	委員	
関係行政機関の職員	金井美奈子	R5.7.15～R7.3.31	委員	埼玉県朝霞保健所
	井ヶ田輝美	R7.4.1～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員	
	岩上　和弘	R5.7.15～R7.3.31	委員	埼玉県朝霞警察署
	根上　敦全	R7.4.1～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員	
	奥ノ木智子	R5.7.15～R6.3.31	委員	埼玉県男女共同参画推進センター
	渡辺千津子	R6.4.1～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員	
知識経験者	金子智恵子	R5.7.15～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	副会長	朝霞市商工会
	久慈須美子	R5.7.15～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員	女性起業家
	栗山　昇	R5.7.15～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	会長	司法書士
	土佐　隆子	R5.7.15～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員	民生委員・児童委員
	内山　有子	R5.7.15～R7.7.14	委員	東洋大学
	小柴　和子	R7.7.15～R9.7.14	委員	
公募による市民	兼本　尚昌	R5.7.15～R7.7.14	委員	
	川村　三奈	R5.7.15～R7.7.14	委員	
	島根　道子	R5.7.15～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員	
	武田　範夫	R7.7.15～R9.7.14	委員	
	山里　秀則	R7.7.15～R9.7.14	委員	

○男女共同参画社会基本法

（平成11年法律第78号）
最終改正：令和8年4月1日施行
（令和7年法律第80号）

目次

前文
第1章　総則（第1条―第12条）
第2章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条―第20条）
第3章　男女共同参画会議（第21条―第28条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）
第5条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）
第6条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）
第7条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）
第8条　国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第9条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）
第10条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）
第10条の2　独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（法制上の措置等）
第11条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）
第12条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）
第13条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）
第14条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第15条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）
第16条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）
第17条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）
第18条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。
2　地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。
3　男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）
第18条の2　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）
第18条の3　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよ

うに努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第19条　国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）
第20条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章　男女共同参画会議

（設置）
第21条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第22条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）
第23条　会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）
第24条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2　議長は、会務を総理する。

（議員）
第25条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
3　第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
4　第1項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）
第26条　前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）
第27条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）
第28条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）
第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

（経過措置）
第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）
第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）
第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
1から10まで 略
11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）
第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）
第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

附 則（令和7年6月27日法律第80号）

（施行期日）
1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）の施行の日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成13年法律第31号）
最終改正：令和7年12月30日施行
（令和7年法律第84号）

目次

前文
第1章　総則（第1条・第2条）
第1章の2　基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）
第2章　配偶者暴力相談支援センター等（第3条―第5条の4）
第3章　被害者の保護（第6条―第9条の2）
第4章　保護命令（第10条―第22条）
第5章　雑則（第23条―第28条）
第5章の2　補則（第28条の2）
第6章　罰則（第29条―第31条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章　総則

（定義）

第1条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第1章の2　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条　都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）
第4条　女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）
第5条　都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）
第5条の2　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第5項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
2　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
3　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
4　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
5　協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）
第5条の3　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）
第5条の4　前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第6条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
3　刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
第7条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）
第8条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭

和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3　社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章　保護命令

（接近禁止命令等）

第10条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下

この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3　第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情が

あることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6　第2項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第10条の2　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第二号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第22号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第11条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第12条　接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたとき

にあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第10条第3項の規定による命令（以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3　前2項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治41年法律53号）第53条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条　裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第12条第1項第五号イからニまで又は同条第2項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるもの

とする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第14条の2　保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第14条の3　保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第14条の4　保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまで又は同条第2項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）
第16条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
4　前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5　前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6　抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7　前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8　前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）
第17条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
2　前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
3　3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。
4　裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
5　第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
6　第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
7　第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）
第18条　退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申

立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条　削除

（民事訴訟法の準用）

第21条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第1編から第4編までの規定（同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表（※）の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

※表の掲載は省略

（最高裁判所規則）

第22条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第27条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第3条第3項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三　第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四　第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2　補則

（この法律の準用）

第28条の2　第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第二号及び第3項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで並びに第2項第一号及び第二号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第一号及び第2項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章　罰則

第29条　保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第30条　第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条　第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用

する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第1条　この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条　平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条　この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

中略

附　則（令和7年12月10日法律第84号）抄

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成27年法律第64号）
最終改正：令和8年4月1日施行
（令和7年法律第63号）

目次

第1章　総則（第1条―第4条）
第2章　基本方針等（第5条・第6条）
第3章　事業主行動計画等
第1節　事業主行動計画策定指針（第7条）
第2節　一般事業主行動計画等（第8条―第18条）
第3節　特定事業主行動計画（第19条）
第4節　女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
第4章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条―第29条）
第5章　雑則（第30条―第33条）
第6章　罰則（第34条―第39条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活

における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章　基本方針等

（基本方針）

第5条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章　事業主行動計画等

第1節　事業主行動計画策定指針

第7条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下

「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条　厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一　第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第12条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

一　第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

二　第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五　不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第16条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第

42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条　公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条　国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節　特定事業主行動計画

第19条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公

表しなければならない。
6　特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第20条　第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
二　その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
三　前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
四　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
2　第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　前項第一号及び第二号に掲げる情報
二　前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
3　第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第21条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　その任用する職員の男女の給与の額の差異
二　その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
三　前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
四　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）
第22条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）
第23条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）
第24条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）
第25条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）
第26条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）
第27条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
一　一般事業主の団体又はその連合団体
二　学識経験者
三　その他当該関係機関が必要と認める者
4　協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）
第28条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）
第29条　前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第30条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規

定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一 第22条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反したとき。

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、 30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る

罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条　前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条　政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

中略

附　則（令和7年6月11日法律第63号）抄

(施行期日)

第1条　この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第1条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条に1項を加える改正規定及び同法第38条第1項の改正規定(「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改める部分に限る。)、第3条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第2項(見出しを含む。)の改正規定(「令和8年3月31日」を「令和18年3月31日」に改める部分に限る。)並びに第4条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第2条第1項の改正規定、同法第5条第2項第三号の改正規定及び同法附則第2条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条、第7条、第8条の2及び第16条の規定　公布の日

二　第1条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第4条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条の改正規定を除く。)並びに附則第6条の規定及び附則第13条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第47条の4の改正規定(「昭和41年法律第132号)」の下に「第27条の3第1項、」を加える部分に限る。)　令和8年4月1日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第6条　第4条の規定(附則第1条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第20条第1項及び第2項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第1項及び第2項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第7条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第8条の2　政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)第2条第1項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第2条第3項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第2項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

（令和4年法律第52号）
最終改正：令和7年6月1日 施行
（令和4年法律第68号）

第1章　総則

（目的）
第1条　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）
第2条　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）
第3条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
一　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）
第4条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）
第5条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）
第6条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）
第7条　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければな

らない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第3項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7　第3項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
8　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
9　第3項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
10　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
11　前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）
第10条　女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）
第11条　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第四号から第六号までを除く。）並びに第22条第1項及び第2項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
2　市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
3　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）
第12条　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
2　都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
3　女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）
第13条　都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
2　市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）
第14条　民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法

律第204号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成7年法律第86号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

(教育及び啓発)

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第二号の一時保護(同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託

して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
四　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
五　都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
六　第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
2　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
3　市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)
第21条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。
2　都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第1項第六号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)
第22条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
2　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
一　都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
二　市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用
3　国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章　罰則

第23条　第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附　則　抄

(施行期日)
第1条　この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定　公布の日
二　附則第34条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の公布の日のいずれか遅い日
三　略
四　附則第36条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)
第2条　政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めると

きは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）
第3条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。
2　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）
第10条　婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）
第11条　旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）
第38条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

中略

附　則（令和4年6月17日法律第68号）抄
（施行期日）
1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第509条の規定　公布の日

○埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日
条例第12号

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

（目的）

第1条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二　積極的格差是正措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

（基本理念）

第3条　男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2　男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3　男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4　男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5　男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生

殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6　男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条　県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2　県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3　県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（県民の責務）

第6条　県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条　何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2　何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条　何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

（県の施策等）

第9条　県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一　男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二　広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三　あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四　審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五　女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六　男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七　民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八　男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

（埼玉県男女共同参画審議会）

第10条　埼玉県男女共同参画審議会（第12条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一　知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に

関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二　男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

（総合的な拠点施設の設置）

第11条　県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

（基本計画の策定）

第12条　知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4　知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5　前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（苦情の処理）

第13条　知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2　県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3　第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

4　第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

（年次報告）

第14条　知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（委任）

第15条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

○朝霞市男女平等推進条例

平成15年3月24日公布
朝霞市条例第15号
改正:平成18年12月25日条例第41号

目次

前文
第1章　総則(第1条―第9条)
第2章　基本的施策(第 10 条―第 17 条)
第3章　具体的施策(第 18 条―第 23 条)
第4章　朝霞市男女平等推進審議会(第 24 条―第 29 条)
第5章　雑則(第 30 条)
附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、男女平等の実現に向け、国際的にも国内においても様々な取組がなされてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、ドメスティック・バイオレンスが顕在化するなど男女平等の実現には多くの課題が残されている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

朝霞市においては、朝霞市女性行動計画を策定し、市民と行政が一体となり男女平等の推進に努めてきた。

急速な社会環境の変化とともに、多様な生き方を認める社会に変わりつつある現在、朝霞市が豊かで安心できる社会を築いていくためには、地域の特性を踏まえた上、男女が、社会の対等な構成員として認め合い、あらゆる分野に対等に参画できる社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女が平等な社会の構築を目指し、その基本理念を明らかにし、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　男女平等　男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、個人として能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、共に責任を担うことをいう。

(2)　積極的格差是正措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(4)　ドメスティック・バイオレンス　配偶者、恋人その他親密な関係にある者(過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。)が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

(基本理念)

第3条　男女平等の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること及び男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないことを旨として、行われなければならない。

2　男女平等の推進に当たっては、性別による固定的な役割分業意識を解消し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女が個人として能力を発揮できる機会が確保され、多様な生き方ができ、自己の責任に基づく自己決定権が確立されなければならない。

3　男女平等の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
4　男女平等の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
5　男女平等の推進は、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわりなく、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会を構築することを旨として、行われなければならない。
6　男女平等の推進に当たっては、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において主体的にその役割を果たし、及び相互の創意工夫によって互いに協働して、行われなければならない。
7　男女平等の推進に当たっては、男女平等の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協力の下に行われなければならない。

（市の責務）
第4条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の主要な政策として男女平等の推進に関する施策（積極的格差是正措置及び性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因の解消を含む。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
2　市は、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。
3　市は、男女平等の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
4　市は、国、県及び他の市町村との連携を図るとともに、男女平等の推進に関する施策を効果的に推進するために、市民等と協働するものとする。
5　市は、事業者の男女平等の推進状況を把握するよう努めるものとする。

（市民の責務）
第5条　市民は、基本理念にのっとり、男女平等に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女平等の推進に寄与するよう努めなければならない。
2　市民は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）
第6条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。
2　事業者は、職業生活と家庭生活その他の生活とを両立して行うことができる多様な就業形態に配慮した就業環境の改善に努めなければならない。
3　事業者は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育における責務）
第7条　学校教育その他教育に携わる者は、教育を行うに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。
2　何人も、子どもの教育に当たっては、家庭、学校及び地域において、男女が共に積極的に参画するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）
第8条　何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）
第9条　何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業意識及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章　基本的施策

（行動計画）
第10条　市長は、男女平等の推進に関する施策を

総合的かつ計画的に推進するため、男女平等の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。
2　行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女平等の推進に関する施策の大綱
（2）前号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市長は、行動計画の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、朝霞市男女平等推進審議会に諮問しなければならない。
4　市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
5　市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを図るものとする。
6　第3項及び第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（事業等の評価）
第11条　市長は、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、男女平等の推進に関する市の事業等を評価し、これを公表するものとする。
2　前項の評価は、市長が別に定める評価基準により行うものとする。

（調査研究）
第12条　市は、男女平等の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（啓発及び人材の育成）
第13条　市は、市民等と共に、男女が対等に参画することができる体制の整備が積極的に行われるよう啓発に努めるものとする。
2　前項に定めるもののほか、市は、市民等と共に、男女平等の推進に関する啓発に努めるものとする。
3　市は、男女平等に関する市民等の理解を深めるために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

（年次報告）
第14条　市長は、男女平等の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

（学校教育及び社会教育における措置）
第15条　市は、学校教育及び社会教育において、男女平等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

（市民等への支援）
第16条　市は、男女平等の推進に関する自主的な取組を行う市民等に対し、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

（家庭生活と職業生活等との両立への支援）
第17条　市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の生活との両立ができるように、子の養育、家族の介護等において必要な支援に努めるものとする。

第3章　具体的施策

（顕彰）
第18条　市は、男女平等の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民等に対し、顕彰を行うものとする。

（積極的格差是正措置）
第19条　市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合において、市民等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。
2　市は、男女平等の推進のため、市の組織運営において個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。
3　市長その他の執行機関は、附属機関を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るように努めるものとする。

（総合的な拠点施設の設置）
第20条　市は、男女平等の推進に関する施策を実施し、及び市民等の男女平等の推進に関する

取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するよう努めるものとする。
2　市は、前項に規定する拠点施設の設置及び運営に関して広く市民等の意見を聴くものとする。

（ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済の促進）
第21条　市は、県、他の市町村、関係機関及び民間団体と連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止及びドメスティック・バイオレンスによる被害者（次項及び第3項において「被害者」という。）の救済の促進を図るものとする。
2　市は、被害者の救済に係る人材の育成及び資質の向上を図るものとする。
3　市は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済を図るため、市民等に対し、必要な支援に努めるものとする。

（性別による権利侵害の防止）
第22条　前条に定めるもののほか、市は、県、他の市町村、関係機関等と連携し、セクシュアル・ハラスメントその他の性別による差別と暴力の防止に努めるものとする。

（男女平等苦情処理委員の設置等）
第23条　男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行等により差別的取扱いを受けた者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。
2　前項の申出ができる者は、次に掲げる者とする。
（1）市内に住所を有する者
（2）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
（3）市内に存する学校に在学する者
3　苦情処理委員は、必要があると認めるときは、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、又は出席を求めて事情を聴くことができる。
4　市長は、必要があると認めるときは、苦情処理委員の意見に基づき、関係者に助言及び是正の勧告を行うことができる。

第4章　朝霞市男女平等推進審議会

（朝霞市男女平等推進審議会の設置）
第24条　男女平等を推進する上で必要な事項を審議するため、朝霞市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）
第25条　審議会は、第10条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）及び第11条第1項に定めるもののほか、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。
2　審議会は、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

（委員）
第26条　審議会は、委員13人以内をもって組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（1）男女平等の推進に関する活動を行っている者
（2）関係行政機関の職員
（3）知識経験者
（4）公募による市民
3　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第27条　審議会に会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第28条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）
第29条　審議会の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

第5章　雑則

（委任）
第30条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、同年10月1日から施行する。

附　則（平成18年条例第41号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

4　男女共同参画関連年表

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
昭和50(1975)	・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択【第1回世界女性会議】	・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進本部会議」設置 ・総理府婦人問題担当室開設		
昭和51(1976)	・「国連婦人の十年」始まる（～1985年）	・「特定業種育児休業法」施行 ・「民法等の一部を改正する法律」施行（離婚後の氏の選択自由）	・生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
昭和52(1977)		・「国内行動計画（昭和52～61年度）」策定 ・国立婦人教育会館が嵐山町に開館	・企画財政部に婦人問題企画室長設置 ・「婦人問題庁内連絡会議」設置 ・「埼玉婦人問題会議」発足	
昭和53(1978)			・「埼玉県婦人問題協議会」設置	
昭和54(1979)	・国連第34回総会で「女子差別撤廃条約」採択		・県民部に婦人問題企画室長設置	
昭和55(1980)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）【第2回世界女性会議】	・「女子差別撤廃条約」に署名	・「県民部婦人対策課」設置 ・「婦人関係行政推進会議」設置 ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（昭和54～60年度）」策定	
昭和56(1981)	・「女子差別撤廃条約」発効 ・「ILO 第156号条約」（家族的責任条約）採択	・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行（配偶者の相続分 1/3 から 1/2 へ引き上げ）		
昭和57(1982)		・「母子福祉法の一部を改正する法律」施行（寡婦も母子家庭に準じた取り扱い）		
昭和59(1984)		・パートタイム労働対策要綱制定	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定	
昭和60(1985)	・「国連婦人の十年」最終年世界会議（ナイロビ）で、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択、NGO フォーラム開催【第3回世界女性会議】	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行（子の国籍を父系血統主義から父母両系主義へ） ・「女子差別撤廃条約」批准	・「国連婦人の十年」最終年世界会議 NGO フォーラムに派遣団参加	

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
昭和61(1986)		・「婦人問題企画推進有権者会議」設置 ・「国民年金等の一部を改正する法律」施行(女性の年金権の確立) ・「男女雇用機会均等法」施行	・「男女平等社会確立のための埼玉県計画(昭和61～平成７年度)」策定	・企画課に婦人問題連絡窓口を設置 ・「婦人問題庁内連絡会議」を設置
昭和62(1987)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(昭和６２～平成12年度)」策定 ・「所得税法」改正(配偶者特別控除制度新設)、施行	・「婦人対策課」を「婦人行政課」に名称変更	
昭和63(1988)		・労働基準法改正(週40時間制)		・「婦人対象事業分類表」作成
平成2(1990)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ・埼玉県民活動総合センター(伊奈町)の開館	
平成3(1991)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の第１次改定	・「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更 ・「婦人関係行政推進会議」を「女性関係行政推進会議」に名称変更 ・「埼玉県婦人問題協議会」を「埼玉県女性問題協議会」に名称変更	・市民生活課に「女性政策係」を設置 ・「婦人問題庁内連絡会議」を「女性政策庁内連絡会議」に名称変更
平成4(1992)		・「育児休業等に関する法律」施行 ・初の婦人問題担当大臣誕生		
平成5(1993)	・国連世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言」採択 ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」成立、施行	・「埼玉女性の歩み」発行	・第1回女性セミナー開催 ・市民向け情報紙「そよかぜ」発行
平成6(1994)	・「ILO第175号条約」(パートタイム労働に関する)採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)「カイロ宣言」採択	・総理府に「男女共同参画室」新設 ・「男女共同参画審議会」設置 ・内閣に「男女共同参画推進本部」設置	・「1994 彩の国の女性」発行	・「朝霞市女性に関する市民意識調査」実施
平成7(1995)	・第４回世界女性会議(北京)で、「北京宣言及び行動綱領」を採択	・「育児・介護休業法」成立、施行(一部平成11年施行) ・「ILO第156号条約」(家族的責任条約)批准	・「2001 彩の国男女共同参画プログラム(平成７～13年度)」策定	・朝霞市女性行動計画調査研究のため「女性政策庁内連絡会議幹事会」設置 ・第4回世界女性会議(北京)に朝霞市民派遣 ・日本女性会議(新潟)に朝霞市民派遣

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
平成8(1996)		・男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン(21世紀初頭まで)」策定	・「世界女性みらい会議」開催	・女性行動計画策定に関する提言のため「朝霞市女性行動計画懇話会」設置 ・市長に提言書提出(「朝霞市女性行動計画懇話会」解消)
平成9(1997)		・「男女雇用機会均等法」改正(女性に対する差別の禁止、セクハラ防止、ポジティブ・アクションの奨励) ・「労働基準法」一部改正(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) ・「育児・介護休業法」一部改正(労働者の深夜業制限の制度創設)	・「県民部女性政策課」から「県環境生活部女性政策課」に組織変更 ・「女性関係行政推進会議」を「男女共同参画推進会議」に改組 ・女性センター(仮称)基本構想策定	・朝霞市女性行動計画「共にいきいきと暮らせる明日のために　あさか女と男プラン(平成9～17年度)」策定 ・「男女共同参画社会づくり推進委員会」設置
平成10(1998)		・男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法(仮称)」答申	・女性センター(仮称)基本計画策定	・「朝霞市女性行動計画実施計画(平成10～12年度)」策定
平成11(1999)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」を採択	・「男女共同参画社会基本法」成立、施行 ・「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」、「育児・介護休業法」の全面施行	・女性問題協議会より「男女共同参画推進条約(仮称)」答申	
平成12(2000)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)で「政治宣言」及び「成果文書」を採択	・介護保険制度開始 ・「ストーカー規制法」成立、施行 ・「児童虐待防止法」成立、施行 ・「男女共同参画基本計画(平成12～22年度)」策定	・「彩の国国際フォーラム2000」開催 ・「埼玉県男女共同参画推進条約」施行 ・苦情処理機関の設置 ・訴訟支援の実施 ・「埼玉県女性問題協議会」を「埼玉県男女共同参画審議会」に名称変更	・女性総合相談事業開始
平成13(2001)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)施行	・「女性政策課」を「男女共同参画課」に名称変更	・「朝霞市女性行動計画実施計画(平成13～15年度)」策定

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
平成14(2002)		・「改正育児・介護休業法」施行(仕事と家庭の両立支援策の充実)	・埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)開設 ・「男女共同参画推進プラン2010(平成14～22年度)」策定	・「(仮称)朝霞市男女共同参画推進条例検討委員会」設置 ・市長に答申提出(「(仮称)朝霞市男女共同参画推進条例検討委員会」解消)
平成15(2003)		・「次世代育成対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	・「男女共同参画に関する意識・実態調査～社会参画と家庭生活へのチャレンジ～」実施	・「男女共同参画社会づくり推進委員会」廃止 ・「朝霞市女性行動計画実施計画(平成15～17年度)」策定 ・「朝霞市男女平等推進条例」制定 ・「女性政策庁内連絡会議」を「男女平等推進庁内連絡会議」に名称変更 ・「あさか女(ひと)と男(ひと)プラン推進委員会」設置 ・「朝霞市男女平等推進審議会」設置 ・「朝霞市男女平等推進条例施行規則」施行 ・「朝霞市男女平等苦情処理委員」設置
平成16(2004)		・「DV 防止法」改正	・彩の国女性チャレンジ支援事業スタート	・「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」実施
平成17(2005)	・第49回国連婦人の地位委員会「北京＋10」開催	・「男女共同参画基本計画(第2次)(平成32年まで。具体的施策は平成22年度末まで)」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行	・さいたま輝き荻野吟子賞の創設	・朝霞市男女平等推進審議会から市長に「(仮称)朝霞市男女平等推進行動計画策定への提言書」を提出 ・「あさか女(ひと)と男(ひと)プラン推進委員会」廃止 ・市民生活課「女性政策係」を「男女平等推進係」に名称変更 ・「朝霞市男女平等推進行動計画(平成18～27年度)」策定 ・「朝霞市男女平等推進行動計画実施計画(平成18～20年度)」策定
平成18(2006)			・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する埼玉県基本計画(平成18～20年度)」策定	

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
平成19(2007)		・「男女雇用機会均等法の一部改正」施行（男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の決定	・「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	
平成20(2008)		・「DV防止法の一部改正」施行（保護命令制度の拡充）	・女性キャリアセンター開設	・「朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（平成20～22 年度）」策定
平成21(2009)			・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）（平成21～23年度）」策定	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画（平成21～27 年度）」策定
平成22(2010)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京＋15」開催	・「男女共同参画基本計画（第3次）（平成32年まで。具体的施策は平成 27 年度末まで）」策定	・女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合	・「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」実施 ・事業所アンケート実施 ・職員意識調査実施 ・「朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（平成23～27年度）」策定 ・「朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画（平成23～25年度）」策定
平成23(2011)				・配偶者暴力相談支援センター事業を開始
平成24(2012)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	・「埼玉県男女共同参画基本計画（平成24～28年度）」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）（平成24～28年度）」策定 ・産業労働部ウーマノミクス課設置 ・女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更 ・埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加	

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
平成25(2013)				・朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)開設 ・「朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画(平成25～27年度)」策定
平成26(2014)		・「DV防止法の一部改正」施行(生活の本拠を共にする交際相手からの暴力への適用拡大、法律名変更)		・「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」実施 ・事業所アンケート実施 ・職員意識調査実施
平成27(2015)	・第 59 回国連婦人の地位委員会「北京＋20」開催	・「女性活躍推進法」成立、施行(一部は平成 28 年施行) ・「第4次男女共同参画基本計画」策定		
平成28(2016)				・「第2次朝霞市男女平等推進行動計画(平成28～令和7年度)」策定 ・「第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画【改訂版】(平成 28～令和2年度)」策定
平成29(2017)		・性犯罪規定の改正及び厳罰化のための刑法の一部改正 ・「男女雇用機会均等法の一部改正」施行(マタハラ防止等)	・「埼玉県男女共同参画基本計画(平成29～令和3年度)」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)(平成29～令和3年度)」策定	
平成30(2018)		・「政治分野における男女共同参画推進法」成立、施行		
平成 31／令和元(2019)		・「女性活躍推進法の一部改正」成立(行動計画の策定義務対象拡大、情報公表の強化等)		・「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」実施 ・事業所アンケート実施 ・職員意識調査実施
令和2(2020)	・第64回国連女性の地位委員会「第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たっての政治宣言」(※新型コロナウイルス感染拡大により、1日間のみの開催) ・第75回国連総会「第 4 回世界女性会議 25 周年記念ハイレベル会合」開催	・「男女雇用機会均等法の一部改正」施行(セクハラ防止対策の強化等) ・「第5次男女共同参画基本計画」策定		

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
令和3(2021)		・「政治分野における男女共同参画推進法の一部改正」(候補者の選定方法の改善、候補者の人材育成、セクハラ・マタハラへの対応等を含む環境整備)	・産業労働部ウーマノミクス課を廃止し、人材活躍支援課、多様な働き方推進課に再編 ・女性キャリアセンターを人材活躍支援課に組織変更	・「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画(令和3～7年度)」策定 ・「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画(令和3～7年度)」策定
令和4(2022)		・「育児・介護休業法の一部改正」の施行(男性の育休取得促進の義務化等)	・「埼玉県男女共同参画基本計画(令和4年度～令和8年度)」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」策定 ・県民生活部人権推進課及び男女共同参画課を統合し、人権・男女共同参画課を設置	
令和5(2023)		・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の成立・施行		・朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)10周年記念イベント実施 ・「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」開始
令和6(2024)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ・「DV防止法の一部改正」施行(対象拡大、接近禁止命令違反に対する厳罰化等) ・「民法の一部改正」施行(女性の再婚禁止期間の廃止等)	・「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画(令和6年度～令和8年度)」策定 ・婦人相談センターを男女共同参画推進センターに組織統合	・「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」実施 ・事業所アンケート実施 ・小学生・中学生・高校生意識調査実施 ・職員意識調査実施
令和7(2025)～	・第69 回国連女性の地位委員会「北京＋30」開催「第4回世界女性会議30周年における政治宣言」	・「育児・介護休業法の一部改正」の施行(子の年齢に応じた柔軟な働き方拡充、育休取得状況の広報義務の拡大、仕事と介護の両立支援制度強化等) ・「男女共同参画社会基本法の一部改正」の施行(男女共同参画センターの法的位置付け)		・こどもモニター実施 ・「第3次朝霞市男女平等推進行動計画(令和8～17年度)」策定

5　用語解説

行	用語	説明	頁
A～Z	DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者やパートナー等親密な関係にある(あった)者が、相手に対して振るう身体的・精神的・性的暴力のこと(経済的暴力は精神的暴力に含まれる)。また、人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。	2,3,4,5,9,10,11,12,13,14,17,34,35,38,46,47,48,49,50,51,54,71,73
	DV対策等関係機関ネットワーク会議	DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条に定めるものについて、関係する機関が連携し、総合的に推進するため設置されている。DV等に係る情報の交換及び共有に関することや、DV等の防止に係る啓発活動に関すること、DV等の被害者の保護及び自立支援に関する対策等を協議する。	14,35,51,71,73
	LGBTQ(エルジービーティーキュー)	レズビアン(L:女性同性愛者)、ゲイ(G:男性同性愛者)、バイセクシュアル(B:同性も異性も好きになる人)、トランスジェンダー(T:身体の性と心の性が異なる人)、クエスチョニング(Q:自分自身の性自認や性的指向に迷ったり、探している人)の頭文字をとった言葉。性的マイノリティを包括的に表す言葉でもある。	9,10,33,66
	NPO	Non-Profit　Organizationの略で、「特定非営利活動法人」や「民間非営利組織」等と訳される。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。	58
	SOGIE(ソジー)	Sexual Orientation Gender Identity Gender Expressionの頭文字をとった語句で、性的指向、性自認、性表現を表す。性的マイノリティだけでなく、すべての人に関わる性の要素を表す言葉として使われる。	9,10,17,33,66,67,73
ア	アウトリーチ	公的機関や支援団体等が自ら働きかけて対象者に支援の手を伸ばすこと。	10,14,55
	朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	一方又は双方の性自認が戸籍上の性別と異なるもの又は性的指向が異性のみではない二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを届け出ると、市から「届出受領証明書」と「届出受領証明カード」が交付される制度。また、どちらか一方又は双方と生計を同じくするこどもや親等がいる場合には、その関係性も含めて届け出ることができる。	33,66,67
	あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー	男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員」等と協働で実施している。	31,33

行	用語	説明	頁
ア	アンコンシャス・バイアス	無意識の思い込みや偏見。	41
	生命(いのち)の安全教育	こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、発達段階に応じて性暴力の根底にある誤った認識や行動、その影響などを正しく理解した上で、生命の尊さや自分や相手など一人ひとりを尊重する態度等を学ぶための教育。この教育は、政府が令和2(2020)年6月に策定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づいて、全国の学校で推進されている。	4,44
	エンパワーメント	その人や組織が本来持っている能力や長所、強みを引き出し、主体的に活動できるよう促すことで、個人の能力開発・成長や組織の活性化を目指すこと。	8,10,15,17,18,56,58,70,73
カ	カスタマーハラスメント(カスハラ)	顧客等からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求などの理不尽で著しい迷惑行為のこと。	6
	合計特殊出生率	15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間にこどもを生むとした場合の平均のこどもの数のこと。	22,23
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)	貧困や家庭内暴力(DV)などをはじめとする困難な問題に直面する女性の自立に向けて公的支援を強化することを目的として、令和6(2024)年から施行された。国は支援のための施策に関する基本方針を定め、都道府県は基本計画を策定しなければならない。市町村の基本計画策定は努力義務。また、各都道府県に相談窓口となる女性相談支援センターを設置し、女性相談支援員が相談に応じ、必要な援助を行う。	2,3,5,9,13,50,54
サ	ジェンダー	本来の生物学的な性別(セックス)ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。	4,5,6,8,10,17,18,30,36,40,41,43,70,73
	女性総合相談	本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。	31,53,54,55,73
	女性に対する暴力をなくす運動	国では、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、毎年11月12日から国連の定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」の25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めている。平成13(2001)年6月5日、男女共同参画推進本部決定。具体的には、ポスター等の作成配布やメディアを利用した広報活動、講演会等の啓発活動、相談窓口の開設などを行い、関係機関の連携強化と意識啓発、教育の充実を図る。	47

行	用語	説明	頁
サ	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成28（2016）年に施行された。成立当初は有効期限を10年とする時限立法だったが、令和7（2025）年、さらに10年延長されることになった。民間企業等（一般事業主、常時雇用する労働者の数が100人以下の一般事業主については努力義務）並びに国及び地方公共団体の機関（特定事業主）に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられている。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定が努力義務とされている。	2,3,6,9,15,56,57
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	公選による公職等の立場で国または地方公共団体における政策の立案及び決定の過程に男女が共同して参画する機会を確保できることを目的として、平成30（2018）年に施行された。この法律は、衆参議員及び地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務や政党が所属する男女の公職候補者の数について目標を設定することなどを定めている。	4,9,62
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）	すべての国民がその性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、令和5（2023）年に成立、施行された。性的マイノリティに対する国民の理解を広めるための施策の推進に関する基本理念の策定と、国及び地方公共団体の役割等を定めている。	5
	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）	平成6（1994）年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、こどもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康なこどもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。	9,10,17,32,33,38,44,45,73
	性別による固定的な役割分業意識	男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。	4,7,9,10,31,41,42,54,60,70
	セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	相手の意思に反した、性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な様態なものが含まれ、性差別、人権侵害の問題として捉えられている。特に雇用の場では、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられている。	4,6,47

行	用語	説明	頁
サ	それいゆぷらざ （女性センター）	市民の交流や講座の開催、また、DV相談や女性総合相談など男女平等に関するさまざまな施策を推進する総合的な拠点施設として、朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」との思いから生まれた愛称。	8,71
タ	第6次朝霞市総合計画	市政を総合的かつ計画的に推進するため、中・長期的な視点から市民と市が共に目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的・体系的に示すもの。これまで昭和50（1975）年から10年ごとに計画を策定し、令和8（2026）年度を初年度とする計画。	2,8
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を推進していくために、男女共同参画社会基本法が平成11年6月より施行されている。	40
	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律。雇用における性別を理由とする差別的取り扱いの禁止が定められている。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上必要な配慮を事業主に義務づけたり、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康確保のための措置を推進している。	63
	男女平等苦情処理委員	男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。	41,71
	男女平等推進行動計画	「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。これまで平成18（2006）年度から10年ごとに計画を策定しており、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの計画を「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」としている。	2,3,4,7,8, 11,13,15,30, 40
	男女平等推進情報「そよかぜ」	男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ企画・編集協力員」等と協働で企画・編集し、広報あさか等で広く情報提供している。	30,31,36
	男女平等推進審議会	男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議する会議。朝霞市男女平等推進条例で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。	8,71,72
	庁内男女平等推進指針	朝霞市男女平等推進条例に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人ひとりの男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、庁内における取組を促進することを目的としている。	30,63,70

行	用語	説明	頁
タ	デートDV	交際相手から行われる暴力行為のこと。相手が嫌がるのに無理やり力づくで言うことを聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。	12,47
	テレワーク	勤労形態の一種で、情報通信技術を活用してオフィス以外の場所で働く柔軟な勤務形態のこと。	4,5
ハ	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者（元配偶者含む）や同居する交際相手からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として成立した法律。平成13（2001）年に制定されて以来、複数回にわたって改正されている。	3,5,11,12,34,38
	ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）	一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、人事を行う等。	36,38,63
マ	マタニティ・ハラスメント（マタハラ）	妊娠・出産をきっかけに、肉体的、精神的な嫌がらせを受けること。具体的には、妊娠したことで解雇されたり、妊娠の継続を脅かすような危険な業務を故意に割り当てたり、妊娠したことについての悪口を言ったりなどの行為が該当する。	4
ラ	労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合。	24,56
ワ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるようにする考え方。	4,10,15,17,26,36,37,38,60,61,70,73

第3次朝霞市男女平等推進行動計画

令和8(2026)年3月

発　行　朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)
〒351-0016　埼玉県朝霞市青葉台1－7－1
TEL　048-463-2697
FAX　048-463-0524

朝霞市女性センター

それいゆぷらざ

「それいゆ」とは、フランス語で「太陽」を意味し、
女性も男性も「それいゆ」のように
光り輝けるよう応援する場所となるように
との願いが込められています。